

平成31年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月8日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

おはようございます。

それでは、議会を始めます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 河村志信君と6番 澤村均君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

13番 若原敏郎君の発言を許します。

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

一般質問の2日目のトップバッターということで、きょうも一日頑張ろうという思いで、緊張感を持って3項目質問させていただきます。

あと1カ月と少しで年号が変わり、平成が終わります。平成最大の事件は、私はオウム真理教の事件だと思っておりますし、災害のほうでは、やはり東日本大震災を一番大きな災害だと、こんなことを思っております。

8年前の3月11日に東北地方太平洋沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。東日本大震災です。この地震により発生した巨大な津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部を襲いまして、災害による死者・行方不明者は今なお1万8,000人を超えているとのことであります。

巨大な津波は福島第一原子力発電所の大事故の引き金ともなりました。震災発生直後は、避難者は40万人以上でしたが、平成30年2月時点においてですが、今なお7万3,000人の避難者がおられ

るとのことで、8年が経過しようとしています。いまだに避難生活の方が多くおられ、復興がおくれ、避難が長期化しているのだなあと、そんなことを感じております。一日も早く元の生活に戻れることをお祈りいたします。

この東日本大震災の教訓を忘れないようにということで、各地ではいろんな行事が催されることになっております。また、いずれは東海から東南海沖でも巨大地震が発生すると言われ続けております。市としても、私たち個人としても、この教訓から最大の備えをしておかなければならないと、この時期にまた改めて思い直すものであります。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

大きい1番として、超高齢社会に向けて今後の対策はということであります。

本巢市も今や超高齢社会に入っていて、私もその仲間入りをしています。来月から地元の自治会の老人クラブへ入ることになりまして、会の名前はジュコウ会という名称なんですが、入会することになりました。いろんな活動を通じて少しでも長く健康でいられるように、また高齢者でも社会で活躍し、さらに少しでも社会貢献ができるように会に参加し、死ぬまで勉強ということで、今から心がけて参加させていただきたいと、こんなことを思っております。

65歳以上の人口が全人口に対して7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と言われます。日本は現在、高齢化率が世界のトップで、27%以上で推移しています。本巢市の高齢化率はさらに高く、2020年には30%と予測されております。

こうした状況で、本巢市は高齢者対策にも手厚く、平成31年度予算では新規事業に予算計上がされています。今後起こり得る社会現象に今から対応していくことは重要と考えております。また、高齢者の健康寿命延伸に向けた取り組みも必要になってくると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

この質問通告を出してから2日後の新聞に、本巢市、新年度から認知症対策として、行政が賠償責任保険の肩がわり事業や、QRコードで情報登録し、見守りシール交付事業をし、不測の事態に備え、当事者だけでなく、介護する家族も守る取り組みとの記事が出ておりました。家族が認知症になって徘徊したら、私自身もそのうち徘徊するかもわかりませんが、子どもたちに迷惑がかかるので、大変今からされるとありがたい制度だなと、こんなことを思っております。

1番目としまして、新規事業は認知症対策ですが、市が把握している認知症患者の現状とこの事業に対する効果ですね、それについて健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、市が把握しております認知症患者の現状と期待する効果につきましてお答えをさせていただきます。

本市の高齢化率の推移を見ますと、平成4年に高齢社会に入り、その後、平成20年に超高齢社会

に突入しております。平成31年1月1日現在の人口3万4,412人に占める高齢者数は1万87人で、高齢化率は29.3%となっており、まさに高齢化に歯どめがかからない状況となっております。

認知症患者の状況でございますが、平成31年1月1日現在で1,523人、そのうち徘徊のおそれのある方は76人でございます。また、認知症等が原因で行方不明となる高齢者は全国で1万5,000人を超えており、徘徊中の電車事故で家族に高額な賠償請求される事案も発生をしております。

本市におきましても、平成28年5月に市内在住の高齢者が十四条地内の踏み切りに立ち入り、列車にはねられ、死亡する事故が発生した経緯もあることから、平成31年度から認知症対策として、徘徊により行方不明となる高齢者を対象に、見守りシール交付事業と個人賠償責任保険事業を実施してまいります。これらの事業を実施することにより、行方不明時の早期発見や認知症患者を介護する家族の身体的、精神的、経済的な負担減につながるほか、市民に本制度をPRしていくことで認知症への理解や認知症高齢者等を地域で見守る効果が期待できるのではないかと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

少し再質問させていただきたいと思います。

徘徊のおそれのある方が市内に76人というのは、本当に思ったよりたくさんいるんだなあと、そんなことを思いました。今の個人賠償責任保険事業では、たしか対象者が30人とかでしたかね。家族から申し込みがあるとか、これには対象者を決めるには審査があるか、どのような人が対象になるかというところの質問1点と、この見守りシール交付事業は、やはりそのQRコードを張りつけるのには、やはり家族の協力が必要なので、何枚かシールを用意されて、シールを帽子とかたすきとか上着とか、そんなように張りつけておけばよいかなあと、こんなことを思っておりますが、徘徊する認知症の人は、パジャマごと出ていってしまうとか、いつ外出するかわからない状態なんです。剥がれないようなりストバンドをしておくとか、そういうことならいいんですけど、張りつけだけではちょっと効果が出るのかなあと、こんなことを感じます。その点のところを具体的にどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、先ほど御説明いたしました2つの新規事業につきまして、少し詳細を御説明させていただきます。

認知症高齢者等見守りシール交付事業につきましてですが、本事業は、家族からの申し出等によりまして在宅で生活する徘徊高齢者等の情報を事前に登録した場合に、QRコードが印刷されたシールを無償交付し、徘徊高齢者等を早期に発見し、保護すること及び徘徊高齢者等の家族の精神的、

身体的負担の軽減を図るものでございます。本事業の対象となる方は、本市に住所を有する65歳以上の方で、認知症等が原因で徘徊により行方不明となるおそれのある方及び若年性認知症と診断された方を対象に、QRコードが印刷された縦2.5センチ、横5センチの見守りシールを40枚無料で交付いたします。このシールは、アイロンで衣類等に張りつけるものが30枚、それからかばんや靴、帽子などに張りつける蓄光式のシールが10枚となります。QRコードには事前に本人の情報が登録されており、徘徊で行方不明となった場合、発見者がQRコードをスマートフォンで読み取り、発見場所、それから現在の居場所等を入力し、送信すると、直接保護者に連絡が入るシステムとなっております。

次に、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業でございます。本事業は、認知症による徘徊のおそれのある高齢者等を被保険者とし、偶然な事故により他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に、その損害を補償する賠償責任保険に市が保険契約者となり加入をするものでございます。本事業の対象となる方は、先ほど御説明いたしました認知症高齢者等見守りシールの交付を受けておられる40歳以上の方が対象となります。保険期間は1年間で、保険料は1人当たり1,780円で、補償内容は、賠償責任補償1億円、被害者死亡時見舞金15万円の補償となっております。

なお、来年度の予定加入者数は、両事業とも30名を予定しております。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

市民のためになることですので、効果のあるように事業を進めていただきたいなど、こんなことを思います。

次の2番に行きます。

フレイルという言葉は、厚生労働省の研究班の報告では、加齢とともに心身の活力、運動機能や認知機能などなんですが、それが低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が侵され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により生活機能の維持・向上が可能になる状態とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の意味とされています。多くの方はフレイルを経て要介護状態に進むと考えられていますが、高齢者においては特にフレイルが発症しやすいと言われております。

こうしたことから、本巢市においては、早くからいろんな事業を取り入れて予防事業がされていると私は認識しておりますが、その効果を踏まえた保健事業について、2番目としまして、高齢者の特性を踏まえた保健事業（フレイル対策）について健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

フレイルとは、高齢者においてよく認められる老年症候群で、健常者から要介護へ移行する中間の段階と言われております。健康寿命の延伸にはフレイル対策が必要であり、保健事業や介護予防は重要となります。

そのため本市では、介護保険や医療保険を使わない元気な高齢者がふえるよう、保健事業として、74歳までは特定健診や人間ドックの受診勧奨、75歳以上の後期高齢者には、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診を実施しております。また、健診後の保健指導により、心身の機能低下や疾病の重症化を食いとめ、高齢者の健康増進を図っております。

また、介護予防といたしましては、高齢者の寝たきりや閉じこもり防止、身体能力の低下を抑えるため、地域支援事業として転倒予防教室やきらり元気アップ教室、健康づくり教室を開催しております。

今後も引き続き保健事業と介護予防との連携を図りながら、フレイル対策に取り組んでまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

厚生労働省保険局の高齢者医療課においても、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインを策定し、市町村もよく取り組むようにということになっております。本巢市においても、広域連合から提供される健康・医療情報等を大いに活用していただいて、市が担う役割を果たしていただきたいと思いますなど、こんなことを思っております。

本巢市においては非常に頑張って事業をやっておられるということ、私も広域連合のほうに参加させてもらっていますので、よく理解しております。一般市民を対象とした保健事業ですね、本当にいろんな事業を進めていただきたいと思いますということを要望しまして、次に行きたいと思いません。

急速な高齢化が進む中で、家族構成について見ますと、現在の日本は核家族化が進み、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦とも65歳以上の世帯が増加しているのが今の現状であります。そのため、医療が必要になったり介護が必要になったりすると、支える者がいない状態や介護も老老介護の世帯ができているというのが今の現状であります。結果的に在宅で介護をすることが難しくなり、施設での生活を選択せざるを得なくなってしまうています。やむを得ないことですが、超高齢社会の問題を少しでも解消できるように、市は今後の超高齢社会に向けての取り組みを今後どうされていくのか、それを健康福祉部長に伺いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

団塊の世代が75歳以上となる2025年の本市の高齢化率は31.9%と予測されておりまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるには、医療、介護、介護予防、生活支援などの総合的な地域包括ケアシステムの実現が重要となります。

平成30年3月に策定いたしました第4期本巣市老人福祉計画では、「ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり」を基本理念に、4つの基本目標を掲げ、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところでございます。

また、高齢社会におけるまちづくりには元気で活力のある高齢者の豊かな経験と知識を生かすことが重要であることや、高齢者が積極的に社会に参加することで健康維持や認知症の予防に効果も期待ができます。そのため、高齢者の就労やボランティア活動、生きがいづくりに向けた取り組みにつきましても、積極的に推進してまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

今後の展開をお聞きしました。通告では市長のお考えもと思っておりましたが、部長の答弁の中で第4期本巣市老人福祉計画に基づき現在取り組んでいることと答弁されておりますので、市長も多分同じ答えだろうと思っておりますので、市長のはよろしいです。ただ、老人福祉計画の先ほど言われました4つの基本目標の具体策の中で、施策の方向として項目をいろいろと上げておられますので、それに従い、着実に実現させていっていただくようによろしくお祈いします。

団塊の世代が75歳以上になる2025年はまだ先と、こんなことを思っておりましたが、もう本当に目の前に迫ってまいりました。少しでも高齢者が理想に近い生活ができるように、また安心して市民が過ごせるように、今から施策の展開を、事業をしていただきたいなど、こんなことをお祈いして、この質問を終わらせていただきます。

2番目の質問に入りたいと思います。

健全財政の維持のための資金運用についてということをお祈いさせていただきます。

世界の変化は驚くほど激しくなっております。アメリカと中国の貿易戦争にイギリスのEU離脱は、日本にとっても影響が大きいと言われております。また、日本においても、昨年もありましたが、自然災害が頻繁に発生し、災害による復旧費が財政を圧迫している市も出ているとのことであります。そんなことから、世界的な超低金利状況や国内の金融構造の変化などから、公金を取り巻く環境の大きな変化に対する資金管理・運用の難しさを危惧しておるのは私だけではないと思っております。

そこで伺いますが、1番目としまして、本巣市は公金管理の原則及び管理方法を定めておりますか。また、基金の運用状況はどうかを会計管理者にお伺いしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を金森会計管理者に求めます。

金森会計管理者。

○会計管理者（金森利泰君）

公金管理の原則及び管理方法を定めていますかについてお答えさせていただきます。

公金の管理に当たっては、平成17年に本巣市公金管理方針が定められ、それに基づいて安全性及び流動性を確保した上で効率的な資金管理を行うことを原則として行っております。変動する金融情勢を的確に捉えることによって、その結果、平成28年度末基金の運用収入につきましては3,506万9,000円で、運用利回り0.382%、平成29年度は3,520万6,000円、運用利回り0.42%となっており、わずかでございますが、増収となっております。

増収の要因といたしましては、定期預金からより利率の高い債券へ運用を切りかえたことによるものでございます。基金については17基金がありますが、その状況を見ながら運用を図っております。

今後も社会情勢を注視しまして、運用可能額に応じて債権や定期預金で適正な資金管理・運用に努めてまいりたいと思います。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

昨日の新聞に、3つのメガバンクの一つのみずほフィナンシャルグループが2019年3月決算見通しで約6,800億円の巨額な損失を計上するとありました。人口減や超低金利で銀行業は厳しく、店舗の統廃合や新システムの費用を前倒しで計上し、損失は構造改革を前倒しで実施するためのものとされておりますが、日本銀行の大規模な金融緩和で超低金利が長引き、融資ではもうけが出にくくなったとありました。これもメガバンクであるがゆえに影響を受けているところでもあるようですが、将来、生き残れない銀行が出てくるとも言われている時代であります。

こうしたことから、本巣市公金管理方針の中に、必要な検討及び情報交換など、また金融機関に破綻リスクが生じたなど、必要に応じ、本巣市公金管理委員会に諮るとなっておりますが、(2)番としまして、必要に応じ本巣市公金管理委員会を実際に開催されたことがあるのか、またそのあたりを伺いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、金森会計管理者に求めます。

金森会計管理者。

○会計管理者（金森利泰君）

本巣市公金管理委員会の開催についてお答えします。

公金管理委員会につきましては、本巣市公金管理委員会設置要綱に基づき設置し、委員長、副委員長を含め8名の委員で構成されております。

委員会の開催に当たっては、金融環境の変化に対応した安全かつ効率的な公金取り扱いのあり方についての検討、金融機関に破綻リスクが生じたときの対応協議を行うため、必要に応じ、会計管理者が招集することになっております。過去には、平成17年3月に公金管理方針並びに公金管理基準の策定や指定金融機関の選考などについて協議するため、開催した経緯がございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

特別な事情がない場合は開かれたいということにお聞きしました。開かれたいように願いたいものです。

会計管理者は、金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な資金管理を行うため、大変重要な責任のあるポストでございます。今回、定年退職されるということで、そんなことを聞いております。本当に長きにわたり御苦労さまでした。どうもありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。

大きい3番に行きます。

農業用水利施設についてですが、農業水利施設の管理主体は、国、農林水産省、都道府県、また市町村の土地改良区等に分かれ、基幹的な農業水利施設の多くは土地改良区などに管理委託または贈与されています。頭首工は県、また市町村、または土地改良区に、幹線水路や支線水路はほとんどが土地改良区であり、末端水路に至っては集落の改良組合とかそういった組織が圃場周りの水路を管理しているわけですが、その会員である農家、小さいところは農家がそれぞれ草刈りとか溝の掃除とかそういうのを管理しているのが現状であります。

本巢市においては、排水路については市で整備されますが、用水については土地改良区、集落の組合、また農家が管理することになっております。本巢市の南西部地域は、本巢市の都市計画によりますと、近隣商業地域と特定用途制限地域の幹線道路沿道地区、産業誘導地区が入り組んだところであり、私を含めて、先代から受け継いだ田んぼ・畑を細々と耕作している者とか、大々的にやってみえる方もありますが、今なお維持している人が多くありまして、国の方針の農地中間管理機構に委託して全てをお任せすればよいのですが、居住の住宅とで入り組んだ田畑では全てがそれで解決するというわけにはいかないのが現状であります。

そんな中で、耕作するたびに、農業水利施設の老朽化で水路が壊れたり、水門がさびて穴があいてしまったとか、そうした不都合が多々出てきております。管理主体が市ではないとの認識はありますが、土地改良区や井水組合の手に負えない用水路、地元の農家の組織からは交付金が出ておりますが、それを受けても老朽化が進むところは修理するにも手に負えなくなっているところが多く出てきてしまい、このままでは施設が機能しなくなるのではと危惧しております。施設の中には多額の費用がかかるものもあり、農家の組織では自己負担分の費用の捻出も困難になり、修理ができ

ないと。さらには、土地改良区の井水組合でも負担ができないような大きな修理も出てきております。

そこでお伺いしますが、老朽化している農業用水路U字溝などの修理・管理はどこがするのかということについて産業建設部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、老朽化している農業用水路U字溝などの修復・管理はどこがするかについてお答えをさせていただきます。

農業用水路につきましては、農業用水を供給する役割のほか、雨水を下流の河川に流す役割、火災時の水源、自然環境を守る役割などを担っております。これらの農業用水路の維持・管理は、原則といたしまして、用水の利用者であります各地域の土地改良区を初め、用水を利用される農業者の方々、あるいは地元の地域住民の皆様をお願いしているところでございます。

大まかな管理区分といたしましては、各土地改良区が直接管理する幹線用水などの施設につきましては、各土地改良区が維持・管理をし、それ以外の農業用水路などの軽微な補修につきましては、多面的機能支払交付金等を活用し、活動組織によりまして、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げや目地補修など、適切な維持・管理に努めていただいております。

なお、大規模な農業用施設の改修が必要となった場合には、要望により県や市において地元負担金をいただきながら工事を実施しております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

再質問をしたいと思います。

多面的機能支払交付金等の活用と、今、答弁の中でありましたが、果たしてその交付金でどれぐらいの工事ができるのかというような私は疑問を感じております。例えば用水路のU字溝は上流からずうっと流れてきますが、1つの自治会でその修理をしようということはちょっと無理があると思うんですね。というのは、上流のほうから壊れているのに、自分のところだけ直しても、それは機能しないと。上流の自治会の方をお願いして要望書を出してもらわないとできないと、こんな事情が出てきます。また、用水路の掃除は簡単と思われませんが、大きなのり面がありまして、農道は上部しか舗装していないんですね。そのU字溝までの間にすごく幅がありまして、その石ころがころころ落ちていって、毎年毎年上げないかと。それが大変で、もう高齢化した人は、もう俺はできないと。息子にやったら、そんなもん俺もできんと、そんな状態で、今、交付金活用とありまし

たが、範囲が広過ぎてとても大変という、こんな声が多く上がっております。それは現地の声でありますので、本当に何とかしてほしいという声がいろんなところから出てきております。その辺のところも考えていただきたいなど、こんなことを思っておりますが、部長はどうお考えですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほどの多面的機能支払交付金につきましては、地域の住民の方々が、現在はほとんどが自治会の単位で農地の先ほど申しましたのり面の草刈りだとか水路の泥上げなどの協働活動をしていただいております。

今年度、市内の35地区におきまして、この多面的機能支払交付金の事業に取り組んでいただいておりますが、この取り組みにつきましては、本市は平成19年度より行っておりましたが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、農地を担い手に貸して協働活動が少なくなった。また、こういった支払交付金の事業につきましても、そういった認定を受けて、活動の記録とか、給料についても補助対象になる仕組みが、仕分けが難しいなど、そういったことでこういった協働活動をする自治会が少なくなっているということがございますので、そういったこともありまして、今後、先ほど言われたように、この取り組みが、広域な取り組みができないかというようなこともありますので、今後、こういった支払交付金も、今は自治会の単位であります。これをもう少し広げて、例えばそういった用水の系統が一緒な井水組合が取り組まれるとか、さまざま広域での活動の取り組みも対象になる組織がありますので、そういったことも含めまして、今後、こういった事業に取り組みたい自治会様につきましても、広域なそういった取り組みができないか等につきましても、御相談があれば進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

いろんな取り組み方があるということをお聞きしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。2番目に行きます。

大野町の三水川からの政田用水の取水ゲートなんです。起伏ゲートとか転倒堰とも言われておりますが、油漏れがあると聞いております。将来的には壊れるのではないかと、組織の役員さんは本当に心配してみえます。現在調査中と聞いておりますが、50年も経過しているとのことで、機械は年数がたてば故障はしますし、いずれは機能なくなる、壊れるのではないかと考えております。管理は、政田井水土地改良区と聞いておりますが、土地改良区の井水組合では改修不可の大規模な工事になると思ひますが、このことについて産業建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

大野町の三水川に設置されている取水用起伏ゲート、いわゆる転倒堰でございますが、これにつきましては、現在、政田井水土地改良区が所有し、直接管理を行っていただいております。修繕等につきましては、管理者である政田井水土地改良区が実施しているところでございます。

三水川のこの転倒堰の場合、基本的には転倒堰を所有・管理している政田井水土地改良区が工事を実施することになるかと思われませんが、政田井水土地改良区に確認しましたところ、現在、問題となっている三水川の転倒堰の部分改修について、今のところ事業費や事業主体、補助事業のメニューなどを検討中であるということでございまして、ある程度の方針が決まった段階で本市のほうに相談に行きたいという回答をいただいているところでございます。

今後も各土地改良区が関係する方々と連携を密にいたしまして、現状を把握しながら適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

基本的には政田井水土地改良区が管理というふうにお聞きしました。確かに取水して利用しているのは水田の耕作者、田んぼをつくっている方なんですけど、費用が相当かかると聞いております。現地を見てきましたが、あの広い川幅をせきとめるための構造上の問題とか、老朽化していて転倒堰がもし上がらなかつたらということを考えると、政田地区とか今の下福島、浅木、温井、その他瑞穂もあると思いますが、その地域一帯にもう水が来ないから耕作ができないと相当な被害が出ると考えております。ぜひ市のほうに相談に行かれましたら、よろしく対応していただきたいのと、こんなことを、これはお願いするしかありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に最後の3番目に行きます。

政田井水土地改良区の組合費は、現在のところ、田畑のみの面積に平米当たり2.5円が徴収されていると思ひますね。開発により田畑の地目が変更されれば、賦課面積が減り、減額になり、政田井水土地改良区としての維持ができなくなると、こんなことが危惧されております。今後もこの体制のまま継続していくのか、市としてのお考えをお聞きしたいと思ひます。産業建設部長、お願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、農業水利施設の管理主体の今後についてお答えをさせていただきます。

議員のお話のとおり、本巣市南部地域では、水田が宅地化され、農地の減少とともに農家でない世帯が多くなってきております。また、周辺住民の用水路に求める役割が変化をしてきております。

土地改良区や農家の方々からは、高齢化が進み、農道や水路など施設の維持・管理に苦慮しているということもお伺いしております。基本的に使用する用水路につきましては、使用者が管理を行い、対応していただくのが基本方針でございます。

今後、土地改良区として運営や維持・管理が困難な状況も想定されます。岐阜県や岐阜県土地改良事業団体連合会においても、事業運営や土地改良区の体制など、指導・支援をいただきながら、市といたしましても、土地改良区及び関係する方々と連携を密にいたしまして、現状を把握しながら、農業水利施設の管理主体へ適切な支援・協力をしていきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

よろしく御指導をお願いいたしたいと思います。

この件につきましては、市長のお考えもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、農業用水利施設についての管理主体の今後のあり方についてのお答えをさせていただきます。

私は土地改良事業団体連合会の県の会長もしております、農業の問題の、これからも農地をどうやって守っていくかということに大変関心を持っております。そういった中で、お話しのように、なかなか今、農業従事者がどんどん減ってきている、高齢化してきているというようなことで、県内の各市におきましても、同じように農地の維持・管理というのが大変厳しくなっているという状況を把握いたしております。

しかし、ただ農業は、私がいつも申し上げているように、食の安全・安心、要するに国民の安全・安心を守る、そのための大変中枢の基盤でもありまして、これからも重要な産業でもございます。これから日本から農業がなくなるということはとても考えられませんし、国民がいる限りは農業というのは引き続き重要なものであると思っております。

ただその中で、今、少子・高齢化、そして農地を守る、そういった方々がどんどん減ってきているということで、危機感も持ってきております。そういったことで、農地中間管理事業というようなことをやりながら、担い手の育成ということで、大規模化をしながら、農地を守って、そして食

を供給していくと、そういう流れに今どんどんどんどんなっているというのが今の日本の状況でもございます。

ただ、そういった中であって、どうしてもそういう農地中間管理事業等々で集約化とかができない、担い手がやれない、そういった部分のところはどうしても出てくる。そういったものにおきまして、今後、これから大変厳しい時代になっていくんじゃないだろうかというふうに思っていますし、またあちこちの土地改良団体におきましても、いろんな要望を聞いているところによりますと、なかなか農地を手放したい、要するに相続でも都市部においてはもう農地は要らないという方がどんどんふえてきていまして、私どもの土地改良事業団体連合会の中におきましても本当に今困っている状況でありまして、農地をじゃあ誰がどうやって管理していくのと。もう山と同じようにここは要らない、都市部においてももう田んぼ・畑は要らないというが出てきているというようなことで、大変そういうものの管理をやっぱりこれからどうしていくかということは今心配しているところでございます。

ただ、排水路と用水路との違いというのは、先ほど先生のほうからもお話がございましたけれども、排水路は市民の方々が幅広く家庭排水なども含めて流し込むということで、排水路はいわゆる通常の河川と同じようにそれぞれの公共団体が管理していくということになってはいますけれども、用水はやっぱりあくまでも田んぼ・畑への水を供給するということでありますので、利用者、やはり使う人が基本的には原則として負担をしていくというふうになるかというふうに思っておりますし、今後、これからもそういった井水組合、また土地改良区などがほとんど機能しなくなってきたときには、この本巢市でもちょっと旧本巢町地域におきましては既に自治会でいろいろ皆さん方にはお願いをしているということでありまして、今後もしそういった井水、それから土地改良などがなくなっていけば、自然的にそこに住んでおる、そして自治会、そしてその中で用水を必要とする方々に一部負担をいただきながら、今と同じように国・県・市の補助金を出しながら管理していく、そんな形になっていくだろうと。いずれにしても、受益者負担というのは、これからもずっと農業用水に関してはなくなることはない。結局誰か、皆さん方、お使いいただく方々に負担をしていただきながらやっていく仕組みにこれからもなっていくんじゃないだろうかと考えております。

いずれにしても、今後、農地をどうやって守っていくかということが大きな課題になっておりますけれども、これからの農業というのは、先ほど申し上げましたように、これからも必要な産業でありますし、国民の食の安全を守るということで大変重要な産業であります。これからも皆さんと知恵を出しながら、また国・県の力もおかりしながら、この地域の農業というのを守っていく、そんなことを今後とも進めていきたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

大変ありがとうございました。

本巢市にも農地がたくさんありまして、特に南部のほうはいろんな開発が進んでいて大変だというふうに感じております。北部のほうは、まだまだ十分まとまった農地がありますので、そんなことで農地は守っていかなければならないという今市長のお答えでありましたので、今後ともよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、1番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、2つの項目、7点の質問をさせていただきますと思います。

まず質問に入る前に、先ほど若原議員もおっしゃられたとおり、私もきょう一日元気にこうやって質問をさせていただきますと思います。この一般質問というのは、私、昔からそうなんです、遠足ですとか旅行の前は眠れず、昨夜も3時まで目が覚めている状態で、本日は完全に寝不足という形でございます、言葉がもつれることもございますが、温かい目で見守っていただければ幸いかなと思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

本巢市だけではなくて全国的にも問題となっております人口減少問題、これは今現在いますこの本巢市の3万5,000人弱という人口から2040年には人口が3万500人にまで減ると、今現在から4,500人人口が減るというデータが出ております。それも、都心に若者が一極集中して、地方では担い手だったりとか働き手が不足していると、そういったものが深刻化していくということが言われます。

国は、働き手不足の対策として、外国人材の受け入れを緩和し、拡大していくことを法案に出しております、施行予定であります。本市においても、朝、私が街頭に立たせていただいておりますと、通勤される外国の方を多くお見かけいたします。また、とある日本語学校へも伺い、外国の方と意見交換をさせていただいたところ、とても優秀な方も多く、日本の文化になじもうという意欲のある方ばかりでした。そこから、人員不足になるであろう介護職や土木・建築の職人等において必ず必要となってくるのが外国人材だと私は考えます。

そこで、本市においてもこれからふえるであろう外国人材の受け入れ拡大に向けた取り組みについて副市長に質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、外国人材受け入れ拡大に向けた取り組みについてお答えします。

出入国管理及び難民認定法が改正され、本年4月1日より新たな在留資格が創設されることに伴

い、介護や建設など14業種で5年間で最大34万5,000人余りの外国人材の受け入れが見込まれております。本市においても、平成30年12月末現在で、およそ350人の外国人が技能実習生として在住しておりますが、外国人材の受け入れ拡大に伴い、今後さらに増加することも想定されます。

現在、本市においては、技能実習生等の外国人の受け入れに対する独自の取り組みは行っておりませんが、外国人を多く受け入れている市内の製造業者においては、通訳の設置や日本語講習会の開催、外国人労働者への社員寮の提供など、企業独自で対応されているとお聞きしております。

今回の制度の創設に当たり、国においては、外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策を取りまとめ、都道府県、政令指定都市及び外国人が集住する市町村約100カ所に設置される一元的な相談窓口への支援や、円滑なコミュニケーションを図るための日本語教育の充実、外国人児童・生徒の教育の充実、社会保険への加入促進など全126項目の対応策を示し、政府全体で共生社会の実現を目指していくとされております。

一方、県においても、4月以降、医療や福祉、教育など、行政や生活全般に関する情報提供や相談を多言語により一元的に行う（仮称）多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置や、外国人産業人材の確保と活躍を促進するための企業向けの外国人雇用に関する相談窓口の設置、災害時に市町村が発信する避難勧告等防災情報の多言語自動発信、外国人児童・生徒が散在する地域の学校への日本語指導支援など、多言語対応、日本語教育、相互理解、市町村支援の切り口から、外国人受け入れ拡大への対応がなされます。

こうした中、今後、本市における外国人受け入れ拡大に向けた取り組みとしましては、県の市町村に対する支援策を活用し、行政情報の多言語化、日本語ボランティア研修の開催、在住外国人に係る調査など、関連する部署と関連する部署が連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。また、（仮称）多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置など、県が実施する対応策につきましては、市の広報紙やホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

しっかり今御答弁をお聞きしまして、しっかりと県とタッグを組んで、しっかりと施策に取り組んでいただきたいなと思います。さらに、民間企業の努力もされているかと思いますが、さらにこれから外国人材の取り合いになっていくんじゃないかということも想定されておまして、各市町で外国の方々に向けた市町独自のサービスというのもこれから施行されていくのではないかなと思いますので、本市においても、他の市町におくれることなく、早期に取り組んでいただきたいなと強くお願いをして、次の質問に移らせていただきたいなと思います。

続いての質問に関しましては、ふえ続けるであろう外国人材の方々、外国の方々も当然家族がいるわけございまして、一緒にこの日本に来ることもあります。外国語しか読み書きできなかった

り会話ができないという子どもたちもいるのではないのでしょうか。

昨年の夏、たまたま私、市内の中学校の夏期講習のボランティア講師ということでお邪魔させていただきました。子どもの学習に携わらせていただきました。そのときに、ちょっと記憶しておりますのが、日本語を読めず、問題文も読むことができなくて困っている生徒がいました。毎回その子のテストの結果というのは、決して本来の実力を発揮できるものではございませんでした。今後、その子の将来のことを考えると、日本においての受験や母国に帰ったときのことを考えると、大切な時期にしっかりとした教育環境をつくるということも市または県の役割なのではないでしょうか。

そういったことを考えて、今後ふえると想定されます外国人児童・生徒への対応の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市における外国人児童・生徒への対応についてお答えします。

本巢市内には、現在9名の外国人児童・生徒が在籍しています。国籍の内訳は、中国5人、フィリピン1人、ペルー2人、インドネシア1人です。そのうち日本語指導がどうしても必要な児童・生徒が、年度当初、中国3人、フィリピン1人おりました。フィリピンの生徒については、県が配置する外国人児童生徒適応指導員によりタガログ語の指導を定期的に受けることができました。中国語については、県の派遣はありませんので、本年度より市独自で外国籍対応支援員を1名配置して対応しております。

外国籍対応支援員は、曜日を決めて1週間3つの小学校に勤務し、日本語が理解できない児童の支援を行っています。具体的な支援といたしましては、授業中の教師の発問や説明を翻訳する、日本語を教えるとともに学習のおくれを補う指導をする、児童同士でコミュニケーションを図るときにうまくサポートする、日本語で書かれた教科書やテスト問題を中国語に置きかえて記述する、児童の教育相談を行う、教職員が保護者と懇談を行う際に、重要な内容を正確に伝えるサポートをするなど、多岐にわたっています。指導員のおかげで外国人児童も安心・安定して生活が送れており、笑顔も多く見られていると聞いています。さらには、今までなかなかできなかった文化や考え方の違う保護者との意思の疎通も図られるようになり、学校と家庭をつなぐ重要なパイプとなっています。

現在のところ、本市においては、他市に比べて外国人児童・生徒の人数は少ない状況ですが、近年の社会情勢から増加していくことも考えられます。外国人児童・生徒に対しても、他の児童・生徒と同様に、今後もきめ細かい指導を進め、安心して暮らしていけるよう配慮していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

御答弁を聞いて安心する点もありますが、1点やはり気になったのが、この本市においても、先ほどの御答弁の中に、中国人の方が一番多いにもかかわらず、県の派遣というのは一人もいないよと、派遣はいませんという答弁がありました。これは、本市でそこをサポートするのか、県に向けて声を上げていくのかということもこれから議論していかなくてはいけない問題かなと思います。そのほかにおきましては、家庭と、また教育機関とがしっかりと連携をしているところから、子どもたちが、今、外国人児童に笑顔があるという御答弁をいただきましたので、非常に安心しております。これからもきめ細かい策を取り組んでいただけると幸いかなと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先日、市内の企業に勤める外国人の方へインタビューをしてきました。その中で、市のイベントですとか制度、あと災害が起きたときの情報がわからないため、損をしているかもしれないという意見がございました。もちろん企業側でも努力はされておりますが、限度があります。情報取得にはSNSや市のホームページが主であり、市が発信する情報のほとんど、SNSだったりとかホームページは日本語でございます。これらも外国人住民の方にとっては優しくありません。今後、外国人の住民に優しい情報提供が必要であると私は考えます。

まずはホームページの多言語化ということから、外国人住民の方や外国人観光客の方々への市のイベント告知、災害情報、本巢市の魅力を発信することができるんじゃないでしょうか。本市において、ホームページの多言語化については予算にも入ってございましたが、そういった中身のお話を聞きたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在、本市のホームページにつきましては、その管理システムが導入から10年を経過いたしております。そういったことから、新たな機能を加えたホームページにリニューアルするための費用、これを新年度当初予算に計上させていただいているところでございます。

先ほど議員が申されましたように、近年、観光として日本を訪れる外国人の方、また市内に在住をされる外国人の方、こういった方が多くなってきておりますことから、本市におきましてもそういった外国人に対する情報発信の必要性も増してきておりますことから、外国人向けにホームページの多言語化をすることも必要であると考えておりまして、リニューアルに合わせ、新たな機能として追加をするよう進めてまいります。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

再質問させていただきます。

再質問というよりは、質問の御答弁の中でちょっと質問させていただきたいんですけど、多言語化といっても、やはり英語だったりとか、中国語だったりとか、いろいろな語がありますけれども、今現在導入する予定の外国語というのはもう決まっているものでしょうか。

先ほど教育長からもお話がありましたが、やはり中国語、中国人の方だったりとかフィリピンの方だったりペルーの方だというお話がありましたけれども、そういったところもしっかりとデータをとられているのか。また、外国人観光客等のデータもしっかりととらなければ、その多言語化をする意味がないのかなというところもあります。そういったところはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、何か国語を想定しているかというような御質問かと思いますが、実際、どれだけの何語を導入するかということまではまだ詰まり切っておりませんが、いろんな情報を仕入れの中で、例えば世界共通無料翻訳サービス、こういったような機能もあるように聞いております。そういったことで、中には100カ国語、こういったようなことも想定されるような機能もございまして、現に他市町等での導入も多く見受けられる、こういったこともございますので、今後、この導入に当たっては、そういったことも踏まえて、いずれにしてもメリット・デメリット、こういったことをよく検証する中で、できるだけ多くの外国語に対応したホームページにしていきたいと思いますというふうに思っております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。非常に安心しました。

そういったことを含めても、これからふえるであろう外国人人材または外国人住民の方々にも優しい市という形で全国に発信していただければ、また人もふえるのかなと。また、やはり私の知り得る海外の方々、お話をしておりますと、やはり優秀な方が多くて、やはり日本の文化が好きだとか日本で働きたいという方も、非常に意欲のある方が多く、私もこれからしっかりと受け入れに対

してもしっかりと話をしていきたいなと思っております。

それでは、質問項目の2番に移らせていただきたいと思います。

質問項目2. IT活用による利便性向上について、4点御質問をさせていただきたいと思っております。

今、どこの観光地に行っても、公衆無料Wi-Fi、公衆無線LANのマークを目にすることがあります。身近なところで、宿泊施設、飲食店、またはコンビニ、自動販売機などにも整備されております。外国人観光客だけではなくて、地域住民にとっても大いに喜ばれております。これは防災にも役立ち、多岐にわたり住民の暮らしの満足度の充実にも必要なものだと考えます。

そこで、観光、防災、暮らし満足度向上に必要な公衆無線LANですが、本市の整備状況や今後の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

近年のIT化の発展やスマートフォンの普及が進んでいる中、観光面における通信手段の確保の取り組みとして公衆無線LANの設置は重要なものと考えております。

現在、本市の観光施設における公衆無線LANの設置状況は、道の駅「うすずみ桜の里・ねお」及び道の駅「織部の里もとす」に、中部「道の駅」連絡会が設置した道の駅Wi-Fiつき災害対応自販機と本市が設置した淡墨公園の管理棟にWi-Fi設備がございます。設置した経緯につきましては、近年増加傾向にあります外国人観光客の利便性の向上や災害時における災害情報等の発信のために設置されたものでございます。

また、情報発信アプリ「もとまるナビ」によりまして、淡墨公園、文殊の森公園、森林セラピーロードの紹介、市内主要地点として、樽見鉄道の4駅、道の駅3駅、淡墨公園、市役所本庁舎の計9カ所を起点に、マップやリストで観光施設等の紹介も行っております。

今後は、公衆無線LAN設置の費用、設置場所、利用見込み者数等を総合的に判断しながら、費用対効果の高い箇所からの設置を今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

再質問を1点させていただきたいと思っております。

先ほどは観光が結構メインになりますけれども、防災という面で、こういう市役所だったりとか、要は避難場所におけるWi-Fiの整備というのも考えていただきたいなと思っております。そういった点では、ここにはなかったですけど、どうでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩を解きます。

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、その防災面とかということでございますが、既に各庁舎に無料Wi-Fiの設置とい
いますか、ロビーで使えるということでございますので、それ以外に、ちょっとその関係の避難場
所については私の所管するところではございませんので、そういったふうで設置は、Wi-Fiにつ
きましては一部使える公共施設もあるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

[1番議員挙手]

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

こんなに結構頻繁に庁舎にはお邪魔しているつもりなんですけど、無料Wi-Fiがあるとい
うことを初めて今知りました。しっかりと目を凝らして探して見ていきたいと思いますが、やはりW
i-Fiマークですね、ああいったものを大きく見せるのも一つのサービスかなと思いますので、
ぜひともそういったことでも皆様への周知に力を入れていただければ幸いかなと思います。

続きまして、納税の電子マネーまたはQRコードの決済についてお伺いしたいと思います。

近年、電子マネーですとかQRコードの普及により、コンビニを初め、他の業種の店舗または公
共交通機関で使用でき、スマートフォン1台で現金を持たず外出される方も少なくありません。私
もその一人でございます。最近、財布を持ち歩くことが非常に少なくなりました。これも日本よ
り海外のほうが進んでおりまして、キャッシュレスの世の中が来るのも時間の問題かと私も考えま
す。

決済も簡単にできることから、近年、近隣の市町村でも、税金も電子マネーで決済可能としたま
ちもあります。大垣市では試験的にLINE Payを採用し、平成31年1月1日から実施をされ
ております。効果等につきましては、始まったばかりでございますのでわかりませんが、非常に手
軽に決済が済んでいると聞いております。

ちなみに決済できるものを上げますと、普通徴収の中で、市民税、国民健康保険料、あとは後期

高齢者医療保険料、その他固定資産税や都市計画税、軽自動車税、水道料金、その他公共下水施設の使用料等々ございます。そういったものがございますが、本市ではＹａｈｏｏ！公金での支払いのクレジット決済ができると私も認識しております。そういったことを含めても、非常に私もよくそのＹａｈｏｏ！公金で支払うことが多いんですけども、非常に手間がまだまだかかるのではないかなと私は思っております。そう感じております。

しかし、ＬＩＮＥ ＰａｙですとかといったりＰａｙＰａｙだったりとか、今はいろいろな電子マネーがございます。そういったもので手間も少なく簡単に済むということで、地域住民の方々の住まいの充実にもつながるのではないかなと思います。

そういったことを含めて、地域住民の納税率の向上にもつながることかと思っておりますので、総務部長に今後の電子マネー、またＱＲコードの決済についてお尋ねいたしたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、納税の電子マネーの決済の今後の考え方ということでございますので、お答えをさせていただきます。

納税につきましては、従来の金融機関やコンビニの窓口、口座振替での納付に加えまして、平成30年度からは市税全項目におきまして、クレジットカード、スマートフォンの決済アプリ、ＰａｙＢでございますが、これを利用した納税方法を導入いたしまして、納税者が納付しやすいように納税機会の拡充を進めてきたところでございます。

議員御質問の電子マネー決済でございますが、一部コンビニの窓口におきまして電子マネーを使用した納付ができることを確認しております。具体的に申し上げますと、セブンイレブンではｎａｎａｃｏというカードがございますが、こちらでございますし、ミニストップではｗａｏｎがございます。また、クレジットカードの収納の指定代理の納付者でありますＹａｈｏｏ！公金支払いではＴポイントを使用することができますので、限定的ではございますが、電子マネー決済ができる環境にあると考えております。

次に、スマホＱＲコードの決済でございますが、本年の1月4日から国税がＱＲコードを利用しましたコンビニ納付を開始しておりまして、今後、地方税におきましても、こうした普及が予測されておるところでございます。

いずれにいたしましても、多様な市民ニーズに応えていくために、国や他の自治体の動向を注視しながら、今後もさらに納税機会の拡充を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

さらに本当に納税環境がよくなることを願いつつ、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、昨日も実は堀部議員が質問された内容と非常にかぶるところがございます。しかしながら、私自身の考えも乗せて質問させていただきたいなと思います。

住民票、あとは印鑑証明等取得が身近でできるコンビニ交付でございますが、今後、本市において、まだ決まっておりませんが、庁舎統合により、地域にとっては取得する庁舎から遠くなる方もいらっしゃると思います。利便性が悪くなっても身近で取得できる点、全国でも取得できる点、平日に限らず土・日も取得できる点、また庁舎閉庁後も取得できる、時間帯がたしか10時とか、いろいろ機械によって変わりますけれども、朝から夜遅くまで取得できる点という、メリットは非常に多くございます。

これは、今回ちょっと質問に至る経緯としましては、とある入院患者さんと親しい方からお話がありまして、その、とあるAさんとさせていただきますと、家族も今入院されている方、家族も近くにおらず、入院を長い間今しております。病院から出ることもできませんし、長い間、当たり前のように、毎年年末には高額医療の控除の請求をかけないといけないと、そんな状況でございます。しかし、控除を受ける際も住民票ですとかそういった公共の書類が必要となり、取得には市役所の窓口で本人確認をしなくてはいけないと言われていたみたいでございます。Aさんにとっては非常に困難なことだったとのことございまして、非常に私のほうにもそういったことがあって相談がありました。コンビニであれば、病院内にあるところもありますし、大抵の病院の近くにはコンビニも近くにありまして、非常に利便性が高いと言われます。もっと身近で公的書類の取得ができたならという声その声でございます。

これは非常にまれなケースでございますが、しかしいろいろな状況が今後想定されていきます。公的書類のコンビニ交付は多くの方にメリットを与えるものでございます。住民の暮らし満足度の一つとして、私はそれを提案という形で提案質問をさせていただきたいと思います。

公的書類のコンビニ交付導入について、今後の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市環境部長に求めます。

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

住民票等のコンビニ交付につきましては、昨日、堀部議員の質問でもお答えをしましたように、現段階ではマイナンバーカードの普及が余り進んでいないことや、証明書交付システム構築に係る費用、毎年のシステムの利用料などの運用の経費が高額となっており、人口規模の小さい本市のよ

うな自治体においては費用対効果が望めないのが現状となっているところでございます。しかしながら、議員も申されますように、本市でコンビニ交付が導入されますと、市民サービスの向上のほか、窓口業務の負担軽減にもつながることから、将来的には導入はしなければならないというふうを考えております。

今後、国が進めます普及促進の対策の状況を確認するとともに、コンビニ交付導入に係る補助制度、また近隣自治体の動向などを見きわめながら、導入時期について検討をしてみたいということで考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鏑本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に費用対効果というのは、企業でもやっぱりこういう市役所等でも必要なところではございます。ただ、しかし、やはり皆さんからの声は身近で取得できるということを望まれております。そういったことを含め、今後しっかりと吟味していただき、導入に向けて検討をしていただければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問に関しましては、今年度最後の質問というよりかは、私にとってことし最後の質問になるかもしれません。始めさせていただきますと思います。

自治体戦略2040構想というものがございまして、AIなどを駆使して事務の自動処理を進め、そのためのシステムも自治体間で標準化、また共通化し、無駄な重複投資を避けることを目指すという構想を総務省が公表しております。そのことを含めて、今後の職員の採用の計画とAIの導入の計画についてお尋ねしたいと思っております。

近年、AI、人工知能の発展が進み、ビッグデータ活用とディープラーニング、特化型のAIは人間を超えるレベルに達してきております。1997年にはチェスの世界1位の人間を破り、2012年には将棋、2017年には囲碁でAIが勝っております。また、汎用型のAIが人間の知識を超えるのも2045年ではないかと言われております。その2045年と聞きますと、私が小さいころにありました映画「ターミネーター」、そんな時代がやってくるんじゃないかというのも何か現実味を帯びてくる、そんなようなことを感じます。

そんなAIが既に多くの民間企業で活用され、人間の行う仕事をこなしています。2030年には日本の労働人口の49%が代がえ可能となり、定型的業務ではなくて、高度なデータ分析、体系的判断を要する業務も代がえとなってくると考えられています。市職員の人口不足も、AIを駆使することによって、従来の半分の職員でも本来の担うべき機能を発揮できると言われております。

今後、人間に必要とされる仕事の内容というのは、創造性、協調性が必要とされる非定型業務という、企画調整能力や人間関係、いわゆるコミュニケーション能力を必要とした仕事といえます。

課題解決に向けた枠組みや目的設定という仕事の中で大切なものも人間のすべきことから、AI時代に対応した人材育成、リカレント教育も必要になってきます。

人口減少で職員数も減ることを考え、AIの導入と今後の職員の採用の計画についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、IT活用による利便性向上につきまして、そのうちの今後の職員採用の計画、AI導入の計画につきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員の御指摘のように、今、本巢市も市の職員採用、年々受験者が減っております。試験回数を何回かやることによって応募者数を一定の数確保しながら、その中からより優秀な職員を採用するというので採用してきております。これから、今後も少子・高齢化の中にあつて、公務員だけじゃなくて企業もそうですけど、今、有効求人倍率が2倍以上というのが岐阜県の状況でございます。我々市役所も同じように、なかなか求人に苦慮しているのは想像のとおりでございます。

そういった中で、今までの私どもの職員採用というのは、要するに職員の退職状況、また事務量が増減すると、そういうことを勘案しながら、各年度必要な職員というのを採用してきたところでございます。

そうした中で、先ほどちょっと冒頭で申し上げましたように、職員の採用は大変今厳しくなってきたという中、そしてまた、お話にありましたように、AIがどんどんこれから普及してくるということ。これは企業の中においてもそうですし、既に世の中にもどんどんとAIが出てきております。おかしなホテルという、恐竜のあのようなものも出ておりますけど、そういった受付窓口も、そんなようなホテルにいるようなAIロボットが全部もう受付をやるような、そんな時代も来ております。

そういったことから、今お話がありましたように、自治体戦略2040構想におきましても、人口減少時代において自治体が住民サービスをこれからも持続的かつ安定的に提供していくためには、AIによって処理できる事務作業は全てAIに任せる。そして職員は、先ほどお話がありましたように、AIに頼れない部分、人間でなければできない、そういうような業務に特化をしていくことが必要であるというふうに言われておまして、本巢市におきましても、こうした2040構想に記述されておりますように、今回、やっぱりこれからはAIをしっかりベースにしながら考えていかなければならないなというふうに理解をいたしております。

既に全国では、先ほどちょっと御紹介もありましたけれども、AIを活用した事務の効率化、これに向けて実証実験というのを進めている自治体も出てきているというふうな情報も聞いておりますし、ただ、この中で何をAIに頼ることができるのか、また、現在そういったことがしっかりとまだ整理できていない状況でございます。これから国の実証の方向、また他の自治体の取り組みと

というようなことも今後はしっかりと注視しながら、こういったものが本巢市の中でどういう取り組みができるのかというようなことを今後検討していきたいというふうに思っております。

しかしながら、自治体戦略2040構想でも述べておりますように、先ほど私が申し上げましたけれども、今後、AIによって処理できる事務はAIに任せるようになって、AIにできない業務として指摘されております、先ほど御質問の中にありました高い専門性、また企画調整能力、またそして対人間関係、いわゆるコミュニケーション能力、こういった能力を持った職員というのがこれからどんどん必要になってくると。これはまさしく今でもそうでございますけれども、今後ますますこういった職員が必要になってくるということで、今後の職員採用に当たりましては、いわゆる面接等々を通じながら、こうした能力にたけた職員の採用、そしてまた既に採用しております在職職員のスキルアップ、こうした能力をしっかりと獲得できるようないわゆる職員研修、そういったことをやりながらスキルアップを図って、こうしたこれからのAI時代、そして人口減少時代の中にあっても、これからも必要な住民サービスをしっかりと提供できる市役所にこれからもしていかなきゃならないというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

私も今32という年でありまして、2040構想、あと20年ちょっとでございます。そのころには五十四、五歳という年齢でございます。まだまだ現役で働いているであろうという、そんな年でございます。

我々若い世代は、正直、今回質問をさせていただいたのは、将来のことばかり質問させていただきました。将来にとって非常に不安に感じるが多々ございます。そういった中でも、我々責任世代と言われる20代、30代、40代、50代という年がしっかりとこれからの暮らしに役立てるよう、また最近ちょっとうれしい話がありまして、ちょっと雑談になってしまうかもしれませんが、私が経営しております教育系のNPO法人へ来てくれている教室の生徒さんの中に、将来、僕は本巢市議会議員になるんだという方が、これは実は1人じゃなくて2人出てきました。それはこの席にもいますお孫さんの中にいるんですけども、そういった方もこれからどんどんふえていきます。やはり今の子どもたちの将来のためにも、私自身、しっかりと尽力していき、子どもたちを守り、高齢者の方を支えていく、そんな私の年代でございます。頑張っって汗をかいて本日も生きていきたいと思えます。

また、この1年半という非常に私にとっては長い時間でございます。でも、あっと言う間の時間でございました。市長を初め市役所の執行部の方々、また同議員の方々におかれましては、非常に勉強させていただきましたし、いろいろ御支援もいただきました。またこれからも頑張っっていきますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、高橋勇樹の一般質問、これにて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

いました。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。10分程度でよかろうかと思っておりますので、50分まで休憩といたします。傍聴者の方におかれましては、10分程度休憩をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。若原議員が所用ということで退席をしましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく3点質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者や子育て世代に優しいまちづくりを目指しまして、ごみ出し支援についてお尋ねをいたします。

高齢者のごみ出しをめぐるまちは、高齢化や核家族化などを背景といたしまして、ごみ出しが困難でありながらも、十分な支援を受けられない高齢者がふえているということが昨今大きな問題となってきております。

国立環境研究所では、数年前からこの課題に取り組み、全国アンケート調査による自治体のごみ台支援の取り組み状況の把握や、特色ある支援制度を運用している市町村へのヒアリング調査などを行い、その調査研究の蓄積に基づきまして高齢者ごみ出し支援ガイドブックを発行しております。

私もそのガイドブックに目を通してみました。そして、読み進める中で、高齢者のごみ出し支援は高齢者世帯からのごみ収集を確実にするだけではなく、高齢者の生活質の向上や見守り、孤独死の防止にもつながることとなり、とても重要であると痛感をいたしました。

そこでお尋ねをいたします。

本市における高齢者のごみ出し支援の現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、ごみ出しの支援の現状ということでお答えをさせていただきます。

本市におきましては、社会的弱者と言われております65歳以上の高齢者のみの世帯に対しまして、本県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第3項の規定に基づきまして、粗大ごみの収集運

搬費の減免を行っているところでございます。

また、地域によりましては、持ち込みのできない高齢者の方につきましては近所の方が運ぶといったように、地域住民の助け合いによって支援を行っているところもあるというようなこともお聞きしているところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今の御答弁で、粗大ごみの支援があるとのことですが、直接持ち込みができない方には大変助かることだと思います。

しかしながら、筋力の低下や、中には関節疾患のある高齢者にとりましては、可燃ごみや資源ごみなど一般のごみを集積所まで運ぶことも大変な作業となっている方も実際にはお見えます。自分でごみを出すことが難しくても、生活ごみは毎日出てきてしまいます。困難であっても、高齢者単独世帯など自力でごみを出さざるを得ない状況が続く場合、以下のような課題が危惧されます。

1つ目は、心身の負担になるとともに、転倒によるけがのリスクが心配をされます。2つ目には、ごみ出しができなくなってしまった場合、住環境が不衛生になってしまい、それが深刻化すると、ごみ屋敷になるおそれも出てきます。そして3つ目に、認知機能の低下などから曜日や分別のルールを守れないごみ出しになってしまい、結果、トラブルの発生につながってしまうということです。

高齢者福祉制度の根幹である介護保険事業では、介護が必要と認定された高齢者は訪問介護サービスを利用することができます。ホームヘルパーさんが行う訪問介護サービスには、身体介護と生活援助があり、生活援助の一環としてホームヘルパーさんにごみ出しをお願いすることができます。この介護保険制度を利用したごみ出しは、全国どの自治体でも利用が可能です。

しかしながら、介護保険の生活援助では、ごみ出しの時間に合わせてホームヘルパーさんに来てもらうことが難しく、また1回当たりの生活援助が20分以上と決められているために、ごみ出しのためだけに利用することができないなどの課題があります。さらに、要介護認定は受けていないけれども、集積所が遠いなどの理由から支援が必要な場合もあります。

このように高齢者のごみ出しの問題は、現行の介護保険制度だけでは解決することができません。自助、共助、公助の仕組みをつくるのが大切だと思います。一部の自治体では、介護保険の枠組みとは別に、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどに委託をして独自に行っているところもあります。ごみ出し支援を行っている自治体が支援を通じて実感している効果としては、高齢者世帯から確実にごみ、資源物を収集できるようになった。ごみ屋敷の未然防止につながったという廃棄物管理上の効果や、声かけや見守りによる安否確認により高齢者の不調や異変などを早期に発見することができ、高齢者世帯の安全かつ安心な生活に貢献していると、先ほど申し上げましたガイドブックにありました。

このようなことから、高齢者世帯のごみ出し支援は、高齢者世帯に食事を届けるだとか在宅医療を提供するなどと同じくらい生活に不可欠なことだといっても過言ではないと思います。

そこで、本市においての高齢者に向けてのごみ出し支援に向けて、今後のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、今後の支援に向けての考えはということでお答えをしたいと思います。

現在、本市が行っております粗大ごみの収集運搬費の減免による支援につきましては、今後も高齢者の方に活用していただくために周知をしていきたいということで考えております。

また、国におきましても環境省が高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築を検討するための基礎資料といたしまして、本年1月に全国の市町村に対して高齢者を対象としたごみ出し支援の実施状況等の調査を行っております、高齢者に対する施策を模索している状況でございます。

調査項目の内容につきましては、高齢者のごみ出しの認識、またかかる必要な予算、収集業者との契約、また収集車両の確保や利用者数、周知の方法、高齢者の方以外に支援を必要とする障がいの方や要介護者の把握、また対象品目を何にするかというような支援の範囲、利用料徴収の有無、ごみ収集計画との整合性などございますが、今後、調査を進めていく中で幾つかの課題や問題点が出てくると思われま。

そのため、本市といたしましても国が現在行っている高齢者を対象としたごみ出し支援の実施状況等の調査結果を参考にするとともに、高齢者等の関係部局とも連携を図りまして、ニーズの把握に努めることなどによって支援の方法等につきまして本市に合ったものということで調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

実際に、今は大丈夫でも自助努力がだんだん困難になりつつある方々からも不安の声も届いておきますので、さまざま課題は多いと思いますが、ぜひとも御検討よろしく願いいたします。

次に、紙おむつを毎日使用する子育て・介護世帯の方々からは、紙おむつだけでごみ袋がいっぱいになってしまうという声をお聞きいたしました。ごみの減量化が叫ばれている中ではありますが、減量化がどうしても難しいのが紙おむつです。

そこでお尋ねをいたします。

子育て・介護世帯への思いやりとして、ごみ袋の支給等の支援ができれば魅力あるまちづくりに

なるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ごみ袋等の支援につきましては、県内市町の状況につきましては、関市におきましてごみ袋を交付する減免制度を設けているところでございます。いずれも申請によるものでございますが、市内に住民登録がある方で、ゼロ歳から2歳までの乳幼児がいる世帯には年間最大50枚、それから紙おむつを必要とする高齢者の方ですね。この方には年間最大60枚。紙おむつとかストーマ、人工肛門等でございますが、これの給付決定や購入助成を受けております障がい者の方には年間最大60枚を交付しているという状況でございます。

今後も、本市におきましてごみ袋支給等の支援を行っていくに際しましては、これにつきましては同じように対象者の範囲とか交付をする枚数とか、手続に必要な書類、また市民にどうやって周知するかとか、申請の窓口をどうするかといったような幾つかの課題について検討していかなくてはならないということでございます。

検討事項の洗い出しや課題をクリアしていくため、ある程度の期間を要するとは考えておりますが、支援する方向で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

支援する方向で進めていただけると、うれしい御答弁本当にありがとうございます。毎日の子育てや介護で疲れた心が少しでも癒やされて、加えて経済的負担も軽減できることで、温かい子育て・介護への一助となればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、犬猫の不妊・去勢手術の助成についてです。

先日、ある方から市民相談を受けました。御自宅の裏庭に野良猫が数匹集まってくるので困っていると、おおむねそのような内容でした。また、別の方との世間話の中でも、野良猫が自宅の屋敷に入り込みふん尿をして迷惑しているとか、発情期の鳴き声がうるさい等苦情を以前にもお聞きしたことがあります。

犬は狂犬病という人間が発症するとほぼ100%死亡する病気を媒介するために、放浪している犬は保護収容できることが法令で定められておりますが、猫は犬と異なり法令で規制しておらず、行政では捕獲は行っていません。ただし、大けがをされていて放置することでその猫の苦痛がむやみに

長引くことが想定されるような場合は、動物愛護の観点から引き取りはされます。また、猫は年間2回から4回ほど出産をし、1匹が1年に20匹以上産むことがあるそうです。このようなことを考えると、野良猫がふえることはあっても減ることはとても考えがたいです。

ですが、不妊・去勢手術を施すということが、その対策の一つになるのではないのでしょうか。この手術により新たな野良猫の誕生を防ぐことができますし、加えて雄、雌とも発情期がなくなりしますので、マーキングや異様な鳴き声、ほかの猫への攻撃など問題行動の予防も期待できます。さらに、その手術を受けることで猫自体にもかなりの確率で予防できる病気もあるそうです。苦情対策にも動物愛護の観点からも有益であると思われます。

地域や猫のことを思い、自費にて野良猫の手術を何匹もしてみえる方も実際にいらっしゃるから、手術費用の助成を御検討願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、助成の考えはということで、飼い主がいるいないにかかわらずということで答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず初めに、環境省は家庭動物等の飼養及び保管に関する基準によりまして、家庭動物の所有者等は動物の健康及び安全を保持しつつ、生態等を理解し愛情を持って取り扱うとともに、その命が終えるまで適切に飼養することに努めること。また、繁殖制限についても、飼養数が増加しても終生飼養することがみずからの責任において可能な場合を除いて、去勢手術、不妊手術などの措置を講じることを原則としております。

このことから、飼い猫や飼い犬の不妊・去勢手術費用の負担については飼い主の責任において行うべきことであると認識しておりますので、本市としましては補助については現在のところ考えていないということでございます。

また、飼い主のいない野良犬につきましても、全国的に咬傷事故も発生をしております、中には人の命にかかわる重大な事故につながる危険性もあることから、考えてはいないという状況でございます。

なお、飼い主のいない猫につきましては、現在、猫の不妊・去勢手術費用の補助事業を県の機関であります岐阜県動物愛護センターにおいて地域猫活動という活動の一環として行っております。平成28年度から始まりましたこの地域猫活動につきましては、飼い主のいない猫に起因する問題対策といたしまして、住民が協力して地域に住む飼い主のいない猫を管理する活動でございまして、地域住民が合意をして自治会長からの申請があれば、飼い主のいない猫に対し不妊や去勢の手術を無料で実施した上、目印に耳の先をカットして、またその後もといた場所に戻され地域住民が管理するものというふうになっております。この制度を市民の方に周知してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

再質問をお願いいたします。

本市においては考えていないとの御答弁で、県での地域猫活動の一環としての事業を周知することですが、今回、私もいろいろ調べさせていただきました。そして、公益財団法人日本動物愛護協会では、全国を対象に助成事業をしていることを知りました。

ここでは、飼い主のいない猫の手術1件につき、雌は上限1万円、雄上限5,000円の助成をしています。対象は全国どこでもよく、個人で申請ができるものです。申請方法は、申請書、手術証明書、請求書、手術の領収書、術前術後の耳カット写真等を当協会に郵送いたします。3年前から事業を始めていますが、当協会としてもまだまだ全国周知ができていないとありました。

先ほどの県での地域猫活動の周知とあわせて、自治会の許可とかは関係なく、個人でも助成の対象となる日本動物愛護協会の周知も一緒にその周知活動をしていただけないでしょうか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃられますように、日本動物愛護協会では平成28年度からそういう事業を行っているということでございます。使用している地域につきましては、ちょっと調べさせていただきましたところ、関東とか関西が多くて中部地方ではやっぱり余りないようなことで、皆さんも知らないということが現状でどうもあるようですので、市におきましてもホームページなどに掲載するというので、あとは市民から照会があればそういう制度もあるということを知り、利用していただくように呼びかけをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

1人でもたくさんの方の目に触れる機会をどうかよろしくをお願いいたします。

それでは最後、3点目の質問に移らせていただきます。

電話による特殊詐欺対策についてです。

数日前にも、東京都江東区のマンションで手足を縛られた80歳になられる方の御遺体が発見されるという痛ましい報道がありました。被害に遭われた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

この事件も、事前に現金の保管状況を尋ねるアポ電があったといえます。電話による詐欺は、手口をさまざまに変えていき、被害は後を絶ちません。少し前まではオレオレ詐欺と言っていましたが、最近では還付金詐欺や架空請求詐欺などさまざまあるため、特殊詐欺、ニセ電話詐欺などと言うそうです。

詐欺被害に遭ってしまわれた方の多くは、老後にと貯蓄された大切なお金をだまし取られたショックだけではなく、まんまとだまされた自分が情けないと、自分を責める人や、支えになるはずの家族からも責められ、孤立してしまう人、また逆に家族に話せなくて孤独になってしまう人、さらには被害に遭ったことが恥ずかしくて外出できなくなってしまった人など、金銭的被害のみならずその後の深刻な精神的被害があるといえます。御高齢の方には、これまで頑張ってきた分、穏やかに余生を送っていただきたいのに、とても残念なことです。これ以上被害者がふえないことを祈る思いでいっぱいです。

本市におきましても、今までに被害に遭われた方は実際いらっしゃるのでしょうか。被害状況と現在の特殊詐欺への対策について、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、市内の被害状況と対策についてお答えをさせていただきます。

電話によります特殊詐欺、いわゆる振り込め詐欺等のニセ電話詐欺でございますが、認知しておる件数でございますけど、市内における平成30年中の被害状況につきましては、架空請求詐欺が3件で960万円、還付金詐欺が1件200万円で計4件の1,160万円の被害が発生しております。

こうした詐欺や悪徳商法対策といたしまして、本市では消費生活相談窓口を設置いたしまして、ここに相談員といたしまして対策監を配置しておりますが、対策監のほうで市民からの相談に対応しているところでございます。

このほかに、特にニセ電話詐欺被害防止ということで目的といたしまして、高齢者の方々を対象にした消費生活講演会の開催や自治会等の団体へ出向いたときの出前講座の開催、市内の高齢者世帯を中心に家庭訪問も実施しております。

この際には、具体的な話でございますが、とにかく留守番電話の機能を活用した被害を防止するように指導しておるほか、もし電話に出てしまった場合は、どんな手を使ってもいいので一度電話を切るようにと、そうした指導もしております。また、はがきやメールにつきましては、反応せずまず御家族に相談すること等の指導もさせていただいております。

また県内や市内では、近隣市町でニセ電話詐欺が発生した場合でございますが、こうした際や事前兆候があった場合でございますが、こうした場合には北方警察署からの依頼によりまして、市の

防災行政無線を使いまして被害防止の広報もしております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市においては、在宅中でも留守番電話に設定をして、相手が誰かを確認してから通話するよう周知しているとのことでした。確かに、知っている人の声であるとか、信頼できると判断した場合にのみ電話に出ることができ、とても有効であると思います。しかし、今はかなり巧妙な手口になってきており、高齢の方が怪しいと見抜けない事例がたくさんあり、結果、被害に遭ってしまわれております。

そのようなこともあってか、岐阜県警ではニセ電話詐欺被害の防止策の一環で、自宅の固定電話に電話がかかってくると、呼び出し音が鳴る前に「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため会話内容が録音されます」などとメッセージが流れる自動通報録音警告機を一昨年から無料で貸し出しをしています。ただし、数に限りがあります。声が証拠として残ることを犯人は嫌がるため、固定電話の着信音になる前に不審者は電話を切ってしまうことから、高齢者が安全な電話かどうか判断する必要がなくなる利点があります。県警生活安全総務課は、犯人からの電話の大部分をシャットアウトでき、被害に遭う確率が格段に減少する。活用してもらい詐欺被害の減少につながればと、この機器を推奨しております。

北方警察署でも貸し出しをしておりますが、県全体で400ということですから、保有数がわずかです。このようなことから、この自動で不審な電話をブロックしてくれる機器を本市においても対策の一つとして利用していただけないかと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど申しましたように、留守電機能云々というお話をさせていただきましたが、今、議員が申されましたように、岐阜県警におきまして不審電話をブロックする機能を備えました自動通話録音機器の無料モニターを県民を対象に募集しております。人数につきましては議員が申されたとおり県内で400名、北方署管内では20台ということをお聞きしております。

このモニター事業につきましては、先ほど議員が申されましたとおり、録音されますよというガイダンスが流れるということに加えて、通話の自動録音機能による被害防止のほか、万が一のときに備えて、登録された親族等に通知されるなどの機能を持った機器でございます。

この事業は平成29年度から開始しております。県内では不審電話の減少効果が確認されているということをお聞きしておりますが、この事業を引き続き平成30年度も同様に県警のほうで実施さ

れるということをお聞きしております。

しかしながら、このモニターの募集状況をお聞きしますと、400人といっておるところですがなかなかモニターの応募がないというような状況も伺っておりまして、北方署管内の20台につきましても、やっとノルマをこなしたというようなところもお聞きしておるところでございます。

本市といたしましては、こうした県警本部が行う無料のモニター事業の制度を消費生活出前講座等を通じましてまず周知させていただき、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、近隣市町でございますが、岐阜市のほうがこうした制度を実施しておりまして、これは助成制度でございますけれども、機器購入の2分の1の助成、もしくは貸し出し等というふうな事業を実施しておりますが、いずれにしましてもこうした実施状況の効果などの情報を得まして、助成制度や貸出制度につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

やっぱり周知が行き届いてないと件数も伸びないかなあと思いますし、県警の発表では効果は見られるということでしたので、今後も1人でも多くの人を詐欺被害から守れるよう、また御高齢の方が安心して住みよい社会になるよう、引き続き対策強化をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（鐺本規之君）

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（鐺本規之君）

再開をいたします。

続きまして、3番 高田浩視君の発言を許します。

○3番（高田浩視君）

想像を超えたことが目の前で起こると、多少動揺してしまいます。

この質問をまとめさせてもらうときに、ふと気がつきました。私の質問そのものを効率化することが皆さんの働き方改革になるということを気がつきました。これから今すぐ私自身の働き方改革を進めたいと思います。

では、本巣市での働き方改革の実現に向けての取り組みについてお尋ねします。

本巣市には、大きな夢を持った小学生、中学生、熱い思いを持った高校生や大学生がたくさんい

ることを私は知っています。5年後、10年後、彼ら彼女たちにこの地で知恵を絞って本巢市を支えてもらいたい。そんな彼らのためにも、今時代に合った働き方を構築するべきと考えます。つまり、働き方改革に今すぐ取り組むべきだと考えます。

近年、長時間労働や過労死が問題視され続けております。さまざまな対策をとらざるを得ない状況が続いているようです。政府もさまざまな労務対策を実施しております。今後も推進していく方針のようです。

昨年6月、働き方改革関連法案が国会で議決されました。政府広報では、有給休暇年5日取得、時間外労働の上限、同一労働同一賃金、「ちゃんと有休取らせてあげれば、仕事の配分が見直せる。ちゃんと残業管理すれば、業務のムダが見えてくる。ちゃんと待遇をよくすれば、社員のやる気も湧いてくる。そうしたら、ちゃんと業績も良くなって、社長の株も、ちゃんと上がるさ。やってみるもんです」とあります。

働き方改革の目的は何でしょう。民間企業では時間にとられない価値総合型の働き方実現として、長時間勤務を是正し多様な人々が働ける労働環境をつくり、多様化された社員構成によって異質な価値観をぶつけ合ってイノベーションを起こし、成果の向上を見ます。簡単に言えば、仕事の無駄を見つけ出し、効率化し、仕事の新しい価値を見つけていこうということだと僕は理解しております。

自治体ではどうでしょうか。職員の長時間労働の是正が行政サービスの向上につながるのでしょうか。ほかもやっているから、とにかくやらなければならないからということから始めて、本来手段であるものが目的化してしまわないでしょうか。各自治体では、多様化する市民のニーズに応えるため、市役所の行政サービス向上に努めています。しかし一方で、職員に過度な責任と仕事量を与える弊害も起こり、ワークバランスをいかに保つかが課題となっていると思います。今、全ての職場で働き方改革が課題となっています。職場としての自治体でもさまざまな取り組みが行われています。

本年4月より、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に係る法律が、来年4月に雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に係る法律が施行されます。人手不足と言われる中、本巢市役所でも選ばれる職場を目指す施策が必要と考えます。

最初の質問です。

本巢市役所の職員の就業の実態はどのようなのでしょうか。その労働時間の管理の仕組みについてはどうなっているか、教えてください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市職員の就業につきましては、原則として1日7時間45分、週5日で1週間当たり38時間45分

の勤務となっております。時間外勤務につきましては、基本的には時間外勤務を命ずる各所属長において管理をいたしております。

時間外勤務は、正規の勤務時間で処理できない臨時または緊急を要する業務を処理させるために所属長が必要であると判断をした場合に、事前に職員に命令をすることにより行わせておりまして、実際の時間外における勤務時間につきましては翌日もしくは翌々日等におきまして、所属長がタイムカードにより確認しているところでございます。

時間外における就業実態という御質問でございますが、特定の職員に業務が集中することで、その職員が他の職員に比べ多くなることや、慢性的に時間外勤務をする職員が見受けられましたことから、それぞれの所属におきまして所属内における職員間の事務の平準化や、また3カ月連続での時間外勤務が30時間以上とならないよう、時間外勤務における職員管理の徹底を指示しているところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

2項目めです。

市町村の財政の状況をあらわす財政比較分析表が公表されています。本巢市は計上収支比率が平成28年度決算で82.5です。この数値は、市長の所信表明にあったように県内自治体の平均よりも低く、現状では他の市町と比べ弾力性のある財政構造ではあります。

分析表の中に給与水準をあらわす指標、ラスパイレス指数があります。本巢市のラスパイレス指数は、平成26年度決算から94.7、95.0、28年度決算では96.1です。また人口1,000人当たりの職員数は、平成26年度決算から、8.0人、7.87、28年度決算では7.84人です。人口が減少していく中、人員削減を少しずつ行い、職員の待遇も少しずつではありますがよくなっているということでしょうか。この数値は、類似団体内順位で、平成28年度決算では128団体中ラスパイレス指数は20位、人口1,000人当たり職員数は24位と上位にあり、すぐれています。

分析欄には、ラスパイレス指数では、人件費の抑制や給与水準の適正化に努めており、類似団体を1.7ポイント下回っている。今後も引き続き給与の適正化に努める。人口1,000人当たり職員数では、類似団体平均を2.12人下回っている。今後も引き続き本巢市定員適正化計画により適正な定員管理に努めるとあります。

給与水準や定員管理の状況に課題はないのか、お伺いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員が申されましたラスパイレス指数につきましては、職員構成を学歴別、また経験年数別に区分をいたしまして、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定をいたしまして、それを数値化したものでございまして、自治体の職員構成が国の構成とかけ離れている場合、必ずしもその指数が給料の実態をあらわしているとは言えない、こうした一面もあるというふうを考えておりますが、本市のラスパイレス指数につきましては、議員が申されましたように国を100とした場合96.1でございまして、県内の21市の平均が96.7でございまして、上位から12番目となっております、今のところ特にこの指数をもって課題があるというふうには考えておりません。

また、人口1,000人当たりの職員数につきましては、議員申されましたように7.84人でございまして、県内21市の平均が7.22人でございまして、多いほうから11番目という状況でございまして。しかしながら、この人口1,000人当たりの職員数の比較につきましては、それぞれの市における行政エリアであったり地理的・地形的な要因を加味したのではなく、一概に比較することによる判断は難しいというふうを考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

次です。

人口減少、少子・高齢化が進んでいます。15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し続けています。求人倍率は、従業員規模が300人未満の事業所では、2018年、6.45倍の数値までなっていると聞きます。国内では、あらゆる場面で人手不足と言われております。人が集まらず、需要があるのに売り上げが十分に上がらなかったり、事業の継続そのものを諦めるケースもあるようです。

本巢市役所の求人の状況についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

この職員の採用につきましては、各年度における退職者の人数等を踏まえまして採用人数を決定しているところでございます。

御質問の求人の状況でございますが、議員が申されました、あらゆる場面で人手不足であるということでございますが、本市を受験する方の人数につきましても決して多くはございません。ここ数年、応募される方が少なくなる傾向がございましたことから、年に複数回の募集機会を設け募集いただくことにより応募人数をふやす中で、より優秀な人材確保に努めているというところでございます。

近年における応募者数でございますが、一般行政職に限ってでございますが、平成27年度が47人、平成28年度が59人、平成29年度が64人、今年度は46人という状況でございまして、こちらは複数回

の実施によりまして、毎年おおむね50人程度の応募者数になっている状況でございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

少しだけ再質問させていただきますか。

今、今年度3回の受験の機会と言いましたけど、その3回の状況を教えていただければ幸いです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

今年度は3回、採用試験を行っております。

先ほども御答弁申し上げましたように、1回について応募が少なくなっている傾向があるということで、こうした複数回の応募機会を設ける中で3回行っておるわけでございますが、特に一般行政職の採用試験では、ことし1回目には19名の方の応募がございました。2回目には10名という状況でございます。こうしたことから3回目には社会人経験枠という仕組みの中で応募をいたしまして、この社会人経験枠の応募には17名がございました。

こうしたことで、全部で3回採用試験を行いまして、合計といたしまして46名の応募があったということでございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

次の質問です。

民間では4月から働き方改革関連法案が施行されます。正しく言うと、民間労働法制における長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に係る法律、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に係る法律の導入ということですが、この法律の施行に対する市役所の対応についてお伺いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

議員が申されましたように、国における働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法

律の成立に伴いまして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等につきまして、多くの労働関係法令が改正されているところでございます。

地方公務員におきましても、働き方改革を推進するため、地方公務員法等の改正がなされておりました。本定例会に上程しております市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、労働基準法と同様に時間外勤務の上限を定めるものでございます。

また、平成32年度より施行されます会計年度任用職員制度によりまして、公正な待遇も確保されるものでございますので、今後、関係条例、規則を整備し対応してまいりたいというふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

次です。

働き方改革を進めるには、仕事の効率化、組織や制度の見直しが必要と考えます。働き方改革に取り組んでいる自治体は、具体的に何をしているのでしょうか。

民間企業ではよく聞くようになりましたが、就業時間を過ぎると業務用パソコンが強制終了するシステムを導入しているところもあります。申請をせずに業務を続けると、警告画面が表示され、時間になると強制的に電源が切れます。週2回の庁舎一斉消灯や、会議は1時間以内、終業1時間前以降の庁内問い合わせの禁止等、徹底して実施している例があります。課の枠を超えて、業務をサポートする体制を構築しているところもあります。単純な業務で量が膨大にあるため時間がかかる仕事を、他の部署と分担できるようにするというものです。

高橋議員の先ほどの説明にもありました。テレビコマーシャルにもありますが、単純な事務作業をロボットにより自動化するものもあります。パソコン上での定型作業を自動化するソフトです。帳簿入力や伝票作成、ダイレクトメールの発送業務などの作業を自動化できます。先ほどありました企業の計算、支給も可能です。民間企業では導入が進んでいます。

働き方改革を進めるには、仕事の効率化、組織や制度の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

地方自治体にはさまざまな分野の業務がございまして、業務ごとにかかわる相手であったり、その進め方が異なっております。また、市民の皆様の生活が多様化する中で、自治体としての対応も今まで以上に複雑になってきております。

本市におきましても、限られた職員で多くの業務に対応するため、1人の職員が幅広く複数の業

務に携わっておりまして、それぞれが責務を全うできるベストな働き方を検討していかなければならないと考えております。

そうした中、働き方改革を推進していくためには、議員が申されましたように仕事の効率化、組織や制度の見直しが必要であり、今後、庁舎統合に合わせた組織再編なども考えていかなければなりません。まずは全職員が働き方改革の必要性を共有し、職員みずから改革する意識を持つことがより大切でありまして、それにより仕事の効率化や事務事業の見直しにつながっていくものというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

大阪府内の市町村職員が集まった「行政経営から考える働き方改革～自治体改革運動を通して～」というテーマの公開講演の内容をちょっと引用します。

仕事を果たすためのいい働き方とはどんなものかを考えてみるのが大事です。このいい働き方を実現するためには、何を重要視して、何を切り捨てるか、仕事を優先づけるための判断基準を明確にしておくことが欠かせません。この判断基準は、各自がみずから無駄を削減する改善の取り組みを進めていくことが前提となります。改革はこの改善レベルを超えて、今までの機構や制度を変えていく取り組みですから、組織での意思決定を伴います。それゆえ、所属長は、職員から改善を進める中で何に困っているのかを聞き取り、背景にある障がいや制約要件を取り除いたり、制約要件を超えるアイデアを集め、これまでにない新しい発想でダイナミックに生産性を向上する策を見出していくことが求められます。既に定数が絞り込まれている役所においては、個人任せにしても解決策には限界があるため、仕事のやり方をイノベートしていくことが今後の取り組みの課題となってくるでしょう。地方の労働人口をふやし、経済成長を図っていくことができるよう、改革の先にある仕事の価値に焦点を当て、真の働き方改革にチャレンジを果たせるようにしていきたいと思っております。頑張っていきましょう。

次、6項目めです。

私は市役所での働き方改革をすれば、行政サービスの質の向上を生むと考えます。新しく市役所で働く方は、希望を持って入ってきます。わくわくするような職場で、ぞくぞくするような仕事ができるはずですよ。

本巢市役所で働く魅力は何ですか。そして、どのように発信しているか、お尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本巢市は豊かな自然と多くの文化に恵まれておりまして、産業も製造業などの企業立地に加え、農業も盛んであり、とても魅力にあふれたまちでございます。

議員御質問の市役所で働く一番の魅力につきましては、そのような魅力ある本巢市のまちづくりにかかわることができることであるというふうに思っております。

また、本巢市は行政規模としては比較的小規模な自治体でございまして、地域に密着して市民の顔が見えるところで仕事を進めていくことが多く、仕事の充実感や達成感というものを感じやすいのも魅力の一つではないかというふうに思っております。

その本巢市役所で働く魅力を発信することは、1人でも多くの優秀な人材を確保する上で非常に大切なことであると考えております。これまで職員募集に当たり、広報「もとす」では魅力的に読者へアピールできるよう、文字だけの募集ではなく、写真やキャッチコピーを加えて発信しております。また、ホームページ、フェイスブックやツイッターにより多方面に発信しております。そのほか、企業フェアへの参加やインターンシップによる学生の受け入れなども行っております。

また、平成31年度におきましては、市内及び近郊の高校に在籍する学生を対象といたしまして、みずから進路を切り開くための人格形成の一助としてもらうよう、市内の事業所を紹介する冊子を作成する「総合学習「本巢学」推進事業」を計画いたしております。その冊子におきましても、本巢市役所の情報を掲載するなど、本巢市役所で働く魅力につきましても今後発信をしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本巢市、そしてお隣の北方町の狭い地域に特色のある高校、高専がこれだけ集まっている地域は余りないのではないのでしょうか。総合学習本巢学推進事業の成果を大いに期待しています。

さらに、今議会の初日の全員協議会において、議会におけるタブレット導入の勉強会がありました。私たち議員の利便性が上がると考えますが、今何より職員の皆さんの働き方の改革につながると確信しました。

以前の議会でもお尋ねしたように、自治体でのインターネットの利用はリスクを抱えています。使い方を間違えれば、市民の皆さんに大きな迷惑がかかると思います。十分に検討し、研究することが必要と考えますが、議会みずから働き方改革に乗り出す姿勢を見せる必要があると考えます。

2点目の質問に移ります。

地域経済活性化のための新たな企業進出戦略について、お尋ねします。

市内南西部では、昨年大型商業施設が開店しました。それからのこの地域のにぎわいを見ると、雇用を初め地域活性化に大いに貢献していると思われまます。市民の方は本巢市のにぎわい、活性化を望んでみえます。新たに企業を誘致し、進出した企業による地域経済の貢献を大いに期待しています。さらに強力で推進すべきと考えます。

しかし、国内において全ての企業誘致がうまくいったわけではありません。地域の持続的な経済成長につながらず、成功しなかった企業誘致もあります。企業誘致がほとんど進まなかったパターンです。自治体が政府の補助事業に合わせて箱物を整備したものの、ビルのテナントはまばらで人も集まらなかったといったケースが散見されました。

また、企業誘致には至ったが、その後企業が撤退するパターンもあります。企業の生産拠点の誘致には成功したものの、その後の業績悪化等を受けて当該企業が生産拠点の集約、再整備を行い撤退してしまうパターンです。前者は、地域の特性とは無関係に国の方針に沿った誘致がなされたり、企業の望む立地環境が自治体によって十分把握されてなかったりとされています。後者では、一旦誘致に至っているのに、誘致実現に向けての対象企業の絞り込みや企業ニーズの把握調査といった自治体による事前の働きかけはそれなりに企業を引きつけるものであったはずですが、既存の地場産業と進出企業との連携促進や、進出企業の継続的な促進を促すフォローなど、撤退を予防するような誘致後の自治体の努力が十分でなかったとされています。

これからの企業誘致においては、地域の既存の産業集積や労働力といった地域資源を把握し、地場産業との連携を生むような産業分野や企業を誘致することが必須条件のようです。さらに誘致後に、進出した企業にきめ細かなフォローをしていくことも必要のようです。

本巢市の企業誘致の戦略を確認させていただきます。

最初の質問です。

屋井工業団地が本格的に稼働しています。市長の所信表明にありました31年度予算、歳入の市税収入は給与所得の減や企業の設備投資による法人の減収見込みから、個人市民税と法人市民税のいずれも減額となっておりますが、新築・増築家屋の増加や主に屋井工業団地や商業施設の償却資産の増により固定資産税が増額となり、市税全体では対前年当初費約2億1,700万円増を見込んでいたということでした。

予算上、固定資産税に限れば2億6,300万円の増です。屋井の工業団地に係る固定資産税についてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、歳入への効果についてお答えをさせていただきます。

平成23年から売却を開始いたしました屋井工業団地でございますが、税収への効果を検証いたしましたところ、固定資産税、法人市民税、個人市民税の3税につきまして、それぞれが増収という形で効果があらわれたというふうに考えております。

税法上の守秘義務によりまして、企業ごとの具体的な税収額などはお答えできませんが、24年度から課税させていただいております固定資産税への影響が一番大きく、平成30年度までの7年間で約4億2,800万円の税収となっております。次に影響額が大きいのが法人市民税でございますが、

25年度から平成30年度までの6年間で8,200万円の税込となりまして、また、個人市民税につきましては、推計値ではございますが平成25年度から30年度までの6年間で、特別徴収の従業員数が約140名の増、税額につきましては1,200万円の税込となっております。

3税を合わせますと、総額で5億2,200万円の歳入効果があったというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

固定資産税について、もう少しお伺いしたいとは思いますが、また次の機会ということで、次の質問です。

市内南西部では、このところ製造業、商業施設等活発な企業進出が見受けられます。どの企業の様子をかいま見ましても、かなりの設備が設置されております。近年の本巢市への企業進出の状況をお尋ねします。また、本巢市内における企業の設備投資の状況も重ねてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の企業進出の状況でございますが、屋井工業団地につきましては、平成20年4月から6区画の分譲を開始し、平成24年度に1企業、平成25年度に1企業、平成27年度に2企業、今年度に1企業が操業を開始しております。

屋井工業団地以外の地域でも、平成25年度に市内企業1社が増設、今年度には市内企業2社が増設、さらに市外から新たに1社が本市へ進出しており、いずれも製造業を中心とする企業でございます。設備投資の状況につきましては、概算ではございますが、9社でおよそ130億円の設備投資がされております。

また、政田地内におきましては、今年度約9ヘクタールの敷地に新たな大型商業施設や各種小売店が営業を開始しており、地域ににぎわいが生まれたことに加え、本市住民の新たな雇用が創出されております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

3項目めです。

事業者の償却資産の固定資産税を減免し、事業者の設備投資を促進する制度があります。中小企

業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、一定期間内の新たに取得した一定の償却資産について、新たに課税することとなった年度から3年分の課税標準が2分の1になる制度、3年間の固定資産税を2分の1にする制度ですね。

さらに昨年は、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業に対し、自治体の判断により固定資産税の特例をゼロとする制度が新設され、本巣市でも施行されます。

これらの制度の活用状況をお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、免除あるいは減免の活用状況についてお答えをさせていただきます。

中小企業の投資を後押しして生産性革命を実現するために制定されました生産性向上特別措置法の施行に基づく特例といたしまして、昨年6月に可決いただきました本巣市条例改正の一部改正でございますが、これによりまして本市における固定資産税の課税標準は3年間ゼロとなっております。税法上の守秘義務によりまして企業名や具体的な影響額はお答えすることができませんが、事前に相談をいただいている中小企業15社のうち、現在9社の申告を受け付けたところでございます。

また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく特例措置につきましても、同じく昨年6月に議決をいただいたところでございますけれども、これによりまして本市における対象資産の固定資産税は3年間課税免除となっております。受け付け状況につきましても、現在、事前に相談をいただいております中小企業の1社の申告を受け付けたところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

4項目めです。

自治体の企業誘致の戦略として指摘されています。誘致計画を立てるに当たって、地域の既存産業集積や労働力といった地域資源の特性をしっかりと把握する必要がある。誘致した企業による地域経済への貢献を期待するならば、既存の地域資源を有効活用するという観点から、地場産業との連携を生むような産業分野や企業を誘致ターゲットとして設定することが大切であると。

本巣市の地域資源は何でしょうか。南部地域においては、名古屋港や四日市港からの利便性、地理的条件、豊かな自然環境、豊富な地下水、開通を控えた高速道路網、災害リスクの低い地で、はたまたとても温厚で温かい人柄でしょうか。

失敗はできません。自治体による地域経済、産業に関する正確な現状分析や長期的な将来展望が欠かせません。しかし、現状分析にはそれなりの手間がかかる上に、どうしても短期的な効果が見

込まれる政策、例えば国による補助金や交付金が充てられる事業や、一時的に雇用がふえるといった直接的な効果が出やすい事業が優先されやすいと考えられます。自治体が陥りがちなこうした行動を適正化するような国による側面支援も行われています。

自治体が現状分析を深められるよう、人口や産業に関連したデータを分析できるツールとして地域経済分析システム、RESASの提供を始めています。RESASを活用した政策立案ワークショップも行われています。

本巢市においても、地域資源を活用し地場産業と連携を生むような企業誘致戦略が必要と考えますが、取り組んでみえますか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、地域資源を活用し地場産業と連携を生むような企業戦略が必要ではないかについて、お答えをさせていただきます。

平成29年7月に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法が施行されたことに伴い、本市においては県が岐阜・西濃地域の17市町を対象として策定をしました岐阜・西濃地域基本計画に基づき、地域資源を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の発展を図っているところでございます。

本基本計画では、ハツシモや水まんじゅうなどの特産物を活用した食品関連事業、情報科学技術に関する産業の支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパンの知見を活用した第4次産業革命、航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり、東海環状自動車道、名神高速道路等の交通のインフラを活用した成長ものづくり、物流産業、地域の観光資源を活用した観光事業など、地域経済牽引事業の促進に当たって、生かすべき自然的、経済的、または社会的な観点から見た地域の特性に関する事業、全6項目が定められております。

現在、本市におきましては、1企業が東海環状自動車道、名神高速道路等の交通インフラを活用した成長ものづくりによる設備投資を進められておりますが、今後は本市におきましても地域資源を活用し地場産業と連携が図れる、先ほど申したハツシモなどの特産物を活用した食品関連事業や東海環状自動車道等交通インフラを活用した成長ものづくりを中心に、今後も県、市商工会、金融機関等と連携をし企業誘致を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

戦略的企業誘致に取り組んだ好事例として、市長の御出身地の養父市があります。周知のとおり、

養父市は中山間地農業における改革拠点として国家戦略特区に指定されました。ホームページからです。

「養父市は、人口の減少と高齢化の進展・農業の担い手不足と耕作放棄地の増加といった問題を解決するための環境を整え、地域創生につなげたいと考えています」と。養父市は中山間地に位置し、農業を基幹産業としていますが、少子・高齢化によって担い手の減少に直面しています。そこで、農作物の生産のみならず農業の周辺産業として加工販売事業を行う地域外の企業も積極的に誘致するなど、農業の6次産業化による地域産業の発展を目指しています。誘致する産業分野を絞り込むだけでなく、当該企業と有機的な関係を持つ考えられる業種や企業にも誘致対象を広げていく発想が重要のようです。

最後の項目です。

さらに、企業誘致の戦略として指摘されています。誘致した後も、自治体は進出企業にきめ細かなフォローを行うなど、その競争力の継続的な向上を支援することが重要であると。進出企業の技術の高度化やイノベーション創出の支援等、企業の発展に向けたフォローの継続が重要であると。いろんなパンフレットから集めてみましたが、進出を決めた理由として、県や市の助成を含めた手厚いサポート、産業が集結している地域、交通インフラの整備、自然災害の少ない地域。進出後の感想として、県や市との連携による優遇制度が充実している。県や市からの支援を受けた多くの企業との接点により受注活動が活発化した。優秀な人材が確保できた。

進出した企業に対するきめ細かなフォローを行うような支援が必要でないかと思って、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市におきましては、新たに進出した企業のみならず既存企業の市外への流出を防ぐため、既存の企業に対しましてもさまざまな支援を実施しているところであります。

本市に進出された企業に対する支援といたしましては、奨励金の交付や市長みずから市内企業訪問による企業トップとの面談により、国、県が実施している支援制度や市内の工場適地用地を紹介するなど、進出した企業の要望を最大限お聞きするため、情報のネットワークづくりに取り組んでおります。

また、市内立地企業の物流の効率化による生産性の向上のために、東海環状自動車道の建設促進を熱望する企業と連携し、早期完成の要望活動をともに実施しているところでもあります。さらに、市内工業団地組合から工業立地法緑地規制緩和の嘆願書を受け、市独自の緑地率を緩和する工場立地法準則条例の制定を進めるなど、きめ細やかな支援を実施しているところであります。

また、新たに工場の新増設を希望されている企業に対しましては、オーダーメイド方式による企

業用地を造成するなど、企業の要望に応じているところであります。

来年度以降につきましても、企業の抱える課題や市及び県に対する要望等を把握するため、企業訪問や市内進出企業との意見交換会の実施、また市内企業の認知度、知名度向上を図るための企業トップによる講演会の開催など、地域住民との協働の場を設けるなど、市内進出企業に対してきめ細かい支援を今後も進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

最後、要望ということで、進出した企業と地域住民や学校等との連携を進めることも企業に対するフォローではないでしょうか。

たしか、イオンでは開店時に地元の小学生親子と苗木の植栽を行ったと思います。この行為により、地元地域は企業との連携が生まれているはずです。建物や仕事の見学、いわゆる工場見学や学校教育カリキュラムや地域イベントの参加などを通し、地域と企業との垣根を取り払い、企業と地域、企業と地場産業、企業と地元労働力との間に強い連携が生まれると考えます。

今後も、このようなサポートを検討していただくことをお願いします。以上です。ありがとうございました。

○議長（鐺本規之君）

暫時休憩といたします。1時半まで暫時休憩といたします。

午後0時21分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（鐺本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番 寺町茂君の発言を許します。

○4番（寺町 茂君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

私、皆さんが緊張して眠れなかったとか、いろいろ原稿をつくって練習してみえたというようなお話を聞く中で、全く何の準備もせず通告書だけ持ってここへ参りまして、昨日も10時にはしっかり寝ついて、何の緊張感もなくてまことに申しわけありませんが、大きく3点について質問させていただきます。

まず1問目として、天然記念物及び本巢市の代表物のPR等についてということで質問させていただきますが、本市には国指定の天然記念物である淡墨桜、それから国指定となりました船来山の古墳群初め、富有柿、さらにゲンジボタルほか多くの生物、本巢市を代表するようなものがたくさ

んあるわけですが、それらの保全とか対外的なPRについて、非常に重要なものではないかと考えております。

昨日の新聞に、「今年の台風で被害 淡墨桜 無事開花へ 根尾中生ホッ」というような見出しで「本巢市根尾村板所の国の天然記念物「淡墨桜」の開花シーズンが近づいている」と。「昨年9月には台風21号で大枝4本が折れ、全国から支援の寄付が集まるなど関心は高い。折れた時はどんな状態だったのか、花は無事に咲くだろうかー。根尾中学校の2、3年生8人が6日、同所の淡墨公園で「桜学習」に臨み、疑問をぶつけた」という内容で、当時の被害の様子について樹木医の先生からの説明、それから淡墨桜についての由緒等の説明を社会教育主事の先生から受けたというような質問がある中で、子どもたちが折れたときは非常にショックを受けたというような話が書かれておりました。また、ふるさと納税及び個人的な寄附及び企業・団体からの寄附がたくさん集まっているよというようなことが書かれておりました。

非常に市にとって重要な存在ではないかと思うわけですが、まず1つ目としまして、今申し上げましたように昨年の台風被害を受けた淡墨桜、その後の状況はまずどうなっているのかと。昨年も台風被害を受けたときに新聞報道がされまして、私の近隣に越してみえた方が、この淡墨桜というのは一体どういうものですかというような御質問をされたことがございます。中には、もともと市内にお住みの方でも、はっきりとした由緒は知らないというようなお話を聞きました。

今回、既に新しい花芽がついて無事に、3月23日だったかちょっと忘れましたが、開花予報も出ております。無事に開花するという事で、非常に淡墨桜をPRするに当たって、この回復劇というんですかね。台風被害を受けて、そこから開花したというようなこと、こういった回復劇を用いて対外的にも市内の市民の方々へとか、そういった発信のチャンスではないかと。まさに重見天日の機会ではないかと思うわけでございます。

そして、台風被害からこの回復へのたくさんの寄附をいただいた方々への報告にもなるかと思いますが、こういったPRを例えば市の広報紙で特集を組むとか、そういったお考えはあるのかお聞きしたいと思います。副市長にお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

国指定天然記念物の根尾谷淡墨桜は、昨年9月4日の台風21号の強風により直径20センチから30センチ、長さ6メートルから8メートルの大枝4本を含む計7本の枝が折れる被害を受けました。

その後の対応としましては、枝が折れた部分から腐食しないよう、林進岐阜大学名誉教授の指導を受けて、地元樹木医により9月11日に防腐処理を施しました。また、以前から高齢樹のために樹勢減退の症状が見られるため、10月18日及び19日に根の分布や生育状態を確認する根系調査を実施し、根の発根能力を高めるための薬剤等を施し、樹勢回復を図っています。

次に、淡墨桜の由緒や台風からの回復劇のPRにつきましては、1500年余り前に継体天皇がお手

植えされたこと、枯死の危機を救った前田利行医師の指示による238本の根接ぎや伊勢湾台風後の宇野千代氏による保護活動などに今回の台風被害の対応を加え、これまでの淡墨桜の保護・再生にかかわる内容や歴史をわかりやすく伝えるため、ホームページの更新とさくら資料館への展示を行います。

また、被害を受けた際、新聞やテレビ等で大きく報道されたことから、例年にもまして淡墨桜に対する世間の関心が高いと思われ、開花が近づくにつれホームページへのアクセスがふえることも想定されることから、ホームページにつぼみから開花までの様子を掲載するとともに、マスメディアにも情報提供し取材を依頼するなど、淡墨桜の回復劇についてPRすることで、実際に現地に足を運んでその様子をごらんになっていただくようにしていきたいと考えております。今後は、御支援いただいた寄附金を活用し、台風等の暴風対策を行うなどして保護・再生を図っていきます。また、御寄附いただいた皆様には、満開の淡墨桜の姿を御報告させていただく予定です。

これからも本巢市の宝として、美しい花を咲かせた淡墨桜の姿をホームページなどにより発信し、引き続きPRをしていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に本巢市にとって貴重な財産であると考えますので、ぜひともPRに努めて、観光客の誘致、さらにできれば経済効果も期待できると思いますので、今後一層のPRのほうをお願いしたいと思います。

2つ目に移らせていただきますが、2つ目ですが、本巢市の天然記念物としてオヤニラミという魚があるわけですが、何回も御質問させていただいて、これは何ですかというようなお話も聞こえてきますが、オヤニラミという魚はまずもって様相が、普通の皆さん御存じの川魚のフナとかコイのような姿ではなくて、海におけるメバルとかスズメダイのような体形をしておりまして、色も銀色のうろこでなしにちょっと褐色かかった、そんな体色をしております。オヤニラミといいますが、すゆえんは、目の後ろ、えらのところに大きな目のような、眼状紋といひまして目のような模様があると。両側合わせて4つの目があるような、別名ヨツメという魚ですが、そんな目を4つ持ったような様相に見えるというような魚でありまして、これは本巢市は天然記念物にしておりますが、環境省では絶滅危惧のⅠ類、Ⅰ類というのは絶滅が大変危惧されると、そういった指定をしております。こういった魚が平成4年の6月、根尾中学校の野外学習の際に生徒たちが見つけたと。それが非常に話題になりました。

というのは、このオヤニラミという魚の今までの生息域、平成4年以前の生息域が日本海側は京都府の由良川、太平洋側は大阪府の淀川の以西にしかいないという分布が図鑑等に記されておりました。となれば、その生息域をはるかに北へということ北限ではないかというようなことで非常

に注目を浴びまして、当時、岐阜県の水産研究所が調査に乗り出しまして、平成5年、6年、7年と3カ年にわたって、発見されたのは板所地内の池でございますが、池の調査をしたと。そのときの記録がございますが、平成5年にはこの魚の成魚を15匹と卵を確認した。平成6年には成魚17匹と稚魚6匹、平成7年、成魚が19匹と多数の卵を確認したというようなことで、成魚それから稚魚、卵が確実に確認されたということで、良好な状況で維持されているというような報告がされました。

本市合併以後もこのオヤニラミについて調査がされていたわけですが、ここ数年それが中断されていると。中断された前はデータがございますので、そのデータの推移とそのデータに対する考察についてまずはお聞かせ願いたいということと、世代交代が毎年良好に行われているのか。さらに生息環境は整っているのかというような種の維持に対して重要なデータを得るために、今後これを再開する必要があると思われるのですが、再開の見通しはあるのかということ、2点についてお伺いします。市民環境部長にお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の天然記念物オヤニラミに関しまして、調査が中断される前の平成20年度から平成27年度までの個体数の推移についてお知らせします。

平成20年度につきましては、稚魚8匹、成魚5匹の合計13匹、平成21年度は稚魚4匹、成魚4匹の合計8匹、平成22年度は稚魚31匹、成魚6匹の合計37匹、平成23年度は稚魚62匹、成魚11匹の合計73匹、平成24年度は稚魚10匹、成魚28匹の合計38匹、25年度は稚魚14匹、成魚25匹の合計39匹、平成26年度は稚魚6匹、成魚22匹の合計28匹、平成27年度は稚魚38匹、成魚13匹の合計51匹ございました。

このことから、考察につきましては、個体数の差はあるものの繁殖、いわゆる世代交代は行われているものと思われるところでございます。また、オヤニラミが育つ池の環境や水質につきましても保たれているものと考えられるところでございます。

なお、今後の再開の見通しについてでございますが、平成31年度からは水生生物調査の箇所をふやし再開する予定でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

調査を再開されるということで、安堵しております。オヤニラミという魚、先ほどのような体型やら風体をしているのか、そんな話をしましたが、オヤニラミと言われるゆえんは、この魚は水

の中から出ているヨシとかミゾソバとかいう植物の水中に没している茎にきれいに2列に卵を順番に産みつけていきます。雌は生みっ放しなのですが、雄はその卵をふ化して稚魚が自分で餌をとって泳ぎ回れるようになるまでずっとその4つの目玉で外敵をにらみつけて過ごすというふうなことで、非常に父性愛の強い魚でございます。そのくせして非常に臆病で、コイなどの大きい魚が来るとすぐにそういった水中にある植物の陰とか石の陰に逃げ込んでしまうというような性質を持っております。ですから水の中にたくさんの植物が生えていること、もしくは石がたくさんあって石と石のすき間があるというような環境がまず非常に大事であると。さらに、水質に対しても非常に敏感でして、きれいな水でないといられない。そして、水温が高くなるのはとても苦手ですので、湧き水があるような水域でないといけません、こんな特色を持っております。非常にそういった湧き水、さらに植生等自然環境の豊かさを見るバロメーターとなる魚であると、そんなことが思えますので、今後ともしっかりと見詰めて大事に維持をしていただきたいと思います、そんなことを要望して次の質問に移らせていただきます。

3つ目ですが、環境保全型の水路に対する要望が屋井の地区から出ておまして、今年度、昨年末から岐阜県のほうで環境配慮型水路の候補地として、今1つに上がっているというようなことを耳にしました。

この屋井地区からの要望というのは、屋井地区でこの水路を蛍を守るための水路として自治会を挙げて蛍の幼虫を放したり、蛍が飛翔する期間は生草を刈らずにずっと見守ると。5月20日から6月の中旬までは役員がどれくらいの飛翔数があるか調べるというような活動をしている水路でございます。ぜひとも、本市としても改修事業を進めてほしいと。

改修が終わった後にはその検証をしっかりといただいて、よい結果が得られれば、この水路にとどまらず本市の蛍の保全のために、順次、水路指定でもよろしいですが蛍の保全のための水路改修を進めてほしいと、このようなことを望むわけですけれども、市としてはどのようにお考えか、産業建設部長にお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の環境配慮型水路への改修事業を推進し蛍の保全水路をふやしていくことについて、お答えさせていただきます。

本市では、自然保護及び観光事業発展のため、本巣市蛍保護条例を制定し蛍の保護に努めておりますことは御存じのことと存じます。屋井地内で環境配慮型水路への改修事業につきましては、現在、岐阜県が進めております河川と農地を往来する生育環境を再生するため、水みちの連続性確保に向けた取り組み実施可能地調査を実施いたしました。採択要件が整わず事業計画は現在のところありません。

本市としましては、生物多様性を保全する配慮は必要であると考えておりますが、近年、水路沿

いの農地の農業従事者の高齢化や担い手不足等により農業従事者の負担が増大しているため、地域から維持管理の軽減を図ることができる円滑な排水機能を有する水路構造への要望が多く寄せられているのが現状でございます。

こうしたことから、地域からの要望がございましたら蛍等の生育状況、水路の利用状況を考慮し、生物多様性を保全できる工法での水路改修を実施したいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

県の事業の採択は受けなかったというようなことで、それは残念なことではありますが、屋井地区の水路におきましては、現状、自治会で管理を進め、蛍に対しても配慮した生草を刈らない、もしくは堆積土砂を全部泥上げしないというような管理の仕方をして、その上で要望しておりますので、ぜひとも屋井地区からの要望に対しては前向きに対処していただきたいと、そのように要望して次の質問に移らせていただきます。

4つ目ですが、蛍のまちとして蛍の保全、これは非常に重要なことだと考えます。

現在、蛍に関する諸業務については産業建設部が担っているというような現状でございますが、蛍の調査及び保全を考えたときに、産業建設部だけで賄えるものではないというふうに感じますが、市民環境部等で担う部分があれば、そちらにも移管すべきではないかと考えますが、そういった方向性で考えることはできないのでしょうか、副市長にお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

それでは、お答えします。

蛍のまちの市民や市外へのPRとしまして、観光イベントである花とほたる祭りをを行うとともに蛍保護条例に基づき、保護区域内での捕獲や保護期間中の保護区域内の堤防に発生する生草の刈り取りを禁止するなど、蛍に関する諸業務は産業建設部で行っているところです。

また平成29年6月1日発行の広報「もとす」の巻頭特集で紹介しましたが、市役所の取り組みではございませんが、地元的环境保護グループや一部の学校におきましても蛍の保護活動に取り組んでいただいております。

貴重な資源である蛍を保護し後世に残すため、引き続きこうした自然環境の保護活動についてPRを行い、市民協働による生態系の保存に努めるとともに、蛍の保全には幅広い分野での取り組みが必要であることから、水質を守ることなど環境を保全する分野については市民環境部が、蛍の保護につながる分野については産業建設部が中心となり関係する各所管課が連携を図りながら進めて

まいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

はい、ありがとうございます。

蛍の保全に関しては、やはり市民環境部は水質を守ることということで、あとは産業建設部で担う。この活動については市民協働であるというような、こんな考え方でおられるようですが、実際のところ、産業建設部でどのようなことが行われているかというのを見たときに、私どもの地元自治会では生草を刈らないようにというような表示板を自治会から申請したときに初めてつくっていただけるとするような、積極的に蛍の発生地について、この区間は生草刈りはちょっと自粛してくださいというような看板の設置もされていないような、そんな現状かと思えます。

市民協働で進めていかれるのは結構ですが、行政として、産業建設部として、もっと積極的にできることがあれば取り組んでいただきたいと、そのようなことを要望して次の質問に移らせていただきます。

2番目として、子どもの健全育成及び高齢者の医療福祉について。

厚生労働省は、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指し、質の高い保健医療、福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組んでいます。

また、文部科学省は、未来への夢や目標を抱き社会をつくる営みに積極的に取り組むことができる児童・生徒を育成するためには、心と体の健やかな発達を促し、正義感、倫理観などを持った豊かな人間性を育むことが重要として、さまざまな取り組みをしております。

そこで、本市の取り組みについてお尋ねします。

1番、本市における後期高齢者対象のすこやか健診でございますが、対象者に対する受診率が20%程度という比較的低い値で推移しているということを聞いております。受診率を高めることで健康寿命を伸長し、さらに病気の早期発見、医療費の軽減ができるものと考えます。

平均寿命はどんどん延びる中で、健康寿命との格差が大きいということは、これから先の高齢化社会を考えた上でも大変なことです。少しでも健康で長生きというようなことが必要になってくるかと思いますが、そういった意味においても、将来にわたって安定したサービスを確保する。そのためには現行サービスを見直し、さらに来年度以降のどんな見直しをされるのかというようなことも前の全協のときに少しお聞きしましたが、ちょっとその詳細についてもお伺いしたいと思います。健康福祉部長にお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

ぎふ・すこやか健診は、75歳以上の後期高齢者の方がいつまでも健やかに暮らしていただくために受診していただく健康診査でございます。

本市の受診状況につきましては、毎年2月初めから3月上旬に全世帯を対象に家族調査表を送付し、受診の希望をとっておりますが、かかりつけ医で既に受診し定期的に検査も受けているなどの理由で、御本人からすこやか健診は受診しない旨を記入いただき返送されてきております。

平成30年度では、ぎふ・すこやか健診の対象となる75歳以上の人口4,773人のうち、健診を希望された方は1,458人で、実際に受診された方は1,027人でしたので、受診率は70.4%になり、ここ数年はこの70%前後の受診率で推移しております。

また、受診率を一層高めるための働きかけはとの御質問につきましては、来年度より市民が健康に対する関心を高め、みずから健診を受けて実践する行動のきっかけとなるよう、各種健診や市主催のスポーツイベントのほか、介護予防教室など健康づくり活動に参加された方にポイントを付与し、ポイントをためた方の中から抽選で景品を贈呈するなど、市民の皆様が楽しみながら取り組める本巣市健康ポイント事業を実施いたします。本事業を実施することで、新規受診者をふやすとともに、各種健診の受診率向上を図ってまいります。

次に、今後一層進む高齢化社会に向けて、将来にわたりまして安定したサービスを確保するための現行サービスの見直しにつきましては、まず平成31年度に見直しを行います高齢者タクシー利用助成事業でございます。

本事業は、運転免許証保有要件を緩和し、同一世帯に75歳未満の運転免許証を保有している同居世帯も対象とさせていただきます。

次に、敬老祝賀会事業でございます。

平成31年度は4地域で実施しておりました祝賀会は、昨年度と同様に実施をいたしますが、欠席者に対するもとまる商品券の贈呈は廃止させていただきます。また、平成32年度以降につきましては、これまで75歳以上の方を対象に4地域で開催しておりました祝賀会を1カ所に集約し、75歳に到達する方を対象に実施してまいります。

このほか各自治会で実施されます敬老祝賀会事業について、助成交付金制度を創設し地域における敬老事業の取り組みについて支援してまいります。

また、平成31年度からの新規事業といたしまして、高齢者先進安全自動車購入費補助事業、認知症高齢者等見守りシール交付事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施してまいります。

今後も社会情勢や高齢者のニーズを把握し、現行の事業の見直しや新たな事業の創設に取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

今後ますます超高齢化社会が進んでいく中、少しでも健康で長生き、自分のことはできるだけ自分でするというようなことも大変重要かと思っておりますので、さらにこういった対策について力を入れていていただきたいと、そのように思います。

2番目に移らせていただきます。

昨年は非常に気象条件により警報が発令されて、学校の休業が多かったというようなことで、時折訪問する学校の先生に、この状況でいくとインフルエンザによる学級閉鎖等が重なると大変やということで、当時から月6日といって月曜日にも6時間まで授業をするようなことで授業時数の確保をされておりました。

気象条件による休校というのは運否天賦なことでは仕方ないことですが、インフルエンザによる学級閉鎖というのは、これは予防が可能なことですので、予防できるというようなことで、訪問した学校では、今年度からインフルエンザの助成が始まりますよということで、ワクチン接種をぜひ進めてほしいということをお話ししてきたようなことがございます。

今年度からこういった子どもの健康維持及び子育て世代の支援ということでインフルエンザ予防接種に対する助成が行われ始めたわけですが、その実績について1つはお尋ねします。

また、インフルエンザが大流行したと。各地の小・中学校でかなりの学級閉鎖が出たというようなことをお聞きしておりますが、本市における状況はどうかと。この助成の効果がどうだったかということも含めてお答え願いたいと思います。健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問のインフルエンザ予防接種に対する補助事業でございますが、昨年度の議会の一般質問で御意見をいただき、今年度より乳幼児から15歳までのお子さんを対象にインフルエンザ予防接種に係る費用1回につき1,000円の助成を開始いたしました。

市内の委託医療機関での接種者の実績でございますが、平成30年10月から31年1月末までのインフルエンザ予防接種者数は、生後6カ月から2歳までの乳幼児が328名、3歳から6歳の幼稚園児が790名、7歳から12歳の小学生が1,088名、13歳から15歳の中学生が268名、合計2,474名のお子さんが接種されまして、非常に多くのお子さんがインフルエンザ予防接種費の補助を利用していただけましたものと考えております。

また、予防接種の効果があつたかどうかにつきましては、一概に市内幼稚園、小・中学校のインフルエンザによる学級閉鎖の状況で判断できるものではありませんが、平成29年度の学級閉鎖のクラス数を比較しましたところ、市内の幼稚園未満児クラスでは平成29年度13クラスであった学級閉鎖数が、今年度は2月末現在で2クラス、3歳以上の幼稚園のクラスでは平成29年度の学級閉鎖が20クラスでありましたが、今年度は2クラスであるとのことでございます。また、市内の小中学校で

は、平成29年度20クラスであった学級閉鎖が今年度は7クラス、また中学校では、平成29年度3クラスであった学級閉鎖が、今年度はまだゼロクラスであるとのことでございます。

これらの報告から推察いたしますと、今シーズンも猛威を振るっておりますインフルエンザでございますが、予防接種を多くの子どもさんが接種されたことによって、予防効果が出ているのではないかと考えております。

今後も本事業を継続してまいりますとともに、より多くのお子さんに利用していただけるよう、保護者へのさらなる周知を幼稚園、小・中学校と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常にたくさんの方が接種を受けていただいたという中で、実は病院の先生から、途中でワクチンが切れてかなり長い間打てない期間があったということで、実際はもっとたくさんの方が接種できたというふうなことを聞きますし、病院の先生は、昨年度よりたくさんの方が打っていただけたということで喜んでみえました。

また、訪問した先の学校の先生も、非常に学級閉鎖数が少なかったので助かったよというようなお話も聞きましたので、また継続して事業展開をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

3つ目です。2020年、戦後最大の教育改革が行われると、こんなことが言われておまして、今後予測できない未来、新しい時代について予測できない未来という表記をしておりますが、に必要な資質、能力の育成として、生きていくために必要な知識や技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性、これを3つの柱にして身につけていくと、このようなことを目標とすると。社会に開かれた教育課程をうたい、教育によってよりよい社会をつくり、社会と連携して子どもの生きていく力を育むことを理念とするとも書いてあります。

また、こういった予測できない未来に対してさまざま起こり得る問題に対してプログラミング的な思考を養う、この思考というのは、さまざまな教科を通して突き当たった問題に対していろいろな思考をめぐらせ、失敗や成功を重ねながら適切な問題解決方法を見出すということで、来る新しい社会の生きる力にしようと、このような意向だと私は解釈しておりますが、既に本市では一歩先を見据えたような英語教育、ふるさと教育、基礎体力の向上などなど、さまざまな取り組みが行われております。

昨日も黒田議員と鏑本議長が質問された中で、教育長さんの非常な尽力によって大変教育にすばらしい成果があったというような話が出ておりました。さらに、川治教育長さんの再任ということで、来年度以降も尽力いただけるということで、非常に喜ばしいことと捉えていらっしゃるような感覚を私は持ちました。私も全く同慶の至りでありまして、教育長さんのさらなる尽力に期待をか

けておるところでございますが、この2020年の戦後最大とも言われる教育改革を前に、その前年となる来年度、どんな重点を持たれてどんな取り組みをされるのか、教育長さんにお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

来年度の重点と取り組みについて、お答えをします。

教育改革の指針となる新しい学習指導要領が2020年度より小学校、2021年度より中学校で全面実施されます。

今回の改訂による教育内容の主な改善事項としましては、生きる力を育むために、全ての教科などを「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱で再整理し、具体的には言語能力の確実な育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育の充実が上げられています。

本巢市では、これらを受けて、まず理数教育を大切に、各小学校に理科授業の指導や助言、実験・観察の実施支援等を行う理科専門指導員を4名配置して授業の充実をさらに図っていきます。

さらに、算数・数学については、県費加配教員を多数要望し、習熟度別の少人数指導を実現させていきます。なお、昨年度から始めました岐阜高専の教授によるプログラミング教育も継続して進めてまいりたいと考えております。

また、外国語教育においても、来年度は力のある外国人指導助手（ALT）を市独自で採用し、合計9人で市内全ての園・学校を指導していきます。ALTには、幼稚園の英語実施と、幼稚園と小学校、小学校と中学校をつなぐ、こういった取り組みを進めてもらっていますけれども、これらの取り組みは全国的にも一歩先を行って全国に誇れるものだというふうに捉えています。また、小学校英語の授業をより魅力的なものにするために、ALTと担任が協力しながら、そこにJTE4名を継続して配置し、子どものコミュニケーション能力向上につなげてまいります。

さらに、道徳教育においては、糸貫中学校が文部科学省の指定を受け、指導方法の工夫改善を図ることに重点を置いた実践研究を進めており、10月に発表会を行って市内外に道徳教育のあり方を提案し、広げてまいります。

さらに、体験活動の充実を図るために、小学校5年生へのプロジェクトアドベンチャー、中学校2年生の平和学習も実施をしてまいりたいと考えております。

今後はコミュニティスクールの効果を発揮して、より一層マンパワーを活用し、地域の教育力を得ながら専門性の高い関係機関や外部講師などとコラボレーションを図り、より有効・効果的かつ多様な教育活動を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常にバランスのとれた新改革に向けての対策等、非常にありがたく思います。今後とも、さらなる御尽力をいただくようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目ですが、指定管理を昨春から受けた道の駅織部の里及びうすずみ温泉、その他の施設についてお伺いします。

指定管理から約1年が経過するわけでありますが、その間の取り組み、利用状況、売上額等についてお尋ねします。

1つ目ですが、指定管理を受けた施設における利用実績、売上実績の推移についてお聞かせください。産業建設部長にお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

道の駅「織部の里もとす」、NEO桜交流ランド、NEOキャンピングパーク及びうすずみ特産販売所の観光等施設につきましては、平成30年4月1日より一般社団法人もとす振興公社にかわりシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が新たな指定管理者として施設運営を行っているところでございます。

御質問の指定管理を受けた各施設における平成30年4月1日から平成31年1月31日までの利用実績、売上実績の推移をお答えさせていただきます。

道の駅「織部の里もとす」の利用者につきましては、34万3,331人で前年度比97.1%、売り上げにつきましては3億2,009万円で前年度比99.1%でございます。

次に、NEO桜交流ランドの利用者数につきましては、8万8,460人で、前年度比91.9%、売り上げにつきましては1億3,074万円で、前年度比89.8%でございます。

次に、NEOキャンピングパークの利用者数につきましては、1万3,021人で前年度比98.3%、売り上げにつきましては4,772万円で前年度比97.6%でございます。

また、うすずみ特産販売所の利用者数につきましては、2万9,147人で前年度比84.5%、売り上げにつきましては2,626万円で前年度比67.2%でございます。

施設全体の利用者数といたしましては、47万3,959人で、前年度比95.2%、売り上げにつきましては5億2,482万円で、前年度比94.3%となっております。前年度より、利用者数、売り上げが減少した主な要因といたしましては、淡墨桜の開花時期が前年に比べ1週間程度短かったことに伴う観光客の減少、6月の大雨や7月の大雨特別警報、また8月から9月にかけての台風21号や24号に伴う災害や停電等によりNEOキャンピングパークにつきましては3週間程度、その他の施設につ

きましても1週間ほど休業を余儀なくされたことなどのほかに、夏の酷暑が続いたことによる野菜の生育不良により、道の駅、物産販売所においては販売品目が不足するなど自然災害の影響を受けたことが利用者数、売上減少の主な要因であると聞いております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

1年を経過したわけですが、たまたま今年度は台風、豪雨もございました。そういった影響で100%を超えることはできなかったと。ましてや農産物についても、猛暑もございまして、出来高が悪かったというような影響もあってちょっと低い数字かなと思いますが、また来年度以降伸びることを期待しまして、2番目の質問に移らせていただきます。

道の駅「織部の里もとす」におきましては昨年11月、秋の週末フェアということで石川県七尾市の朝どれ鮮魚が販売される企画がございました。石川県七尾市の近海でその日の朝とれた魚をこちらに直送して、午後に販売するというような企画だったかと思いますが、非常に盛況だったというようにお聞きしております。この企画は、指定管理者のネットワークを利用して開催されたものと聞いております。

今後、このような企画は開催される予定はあるのか、さらに本市の物産を逆に先方へ持って行って販売することが可能なのか。さらに、石川県の七尾、たしか道の駅「のとじま」だったと思いますが、それだけでなしに、本市の友好都市である越前市との物産交流、こういったものがこの指定管理者のネットワークを通じて可能になるのかということをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

昨年11月17日に、道の駅「織部の里もとす」6次産業等販売施設におきまして、「秋の週末フェア 第1弾 石川県 新鮮・朝獲れ【いきいき七尾魚】」の対面販売が開催され、当日の朝とったばかりの鮮魚55.8キログラムを販売したところ、15分程度で完売し、多くの方でにぎわったとお聞きしております。

当イベントの開催につきましては、石川県七尾市の道の駅「のとじま」の指定管理をシダックス社が受託している実績があり、全国の道の駅等で指定管理事業を展開しているシダックス社のネットワークにより開催されたものでございます。当イベントを開催するに当たりましては、シダックス社の運営責任者と七尾市の観光担当者や道の駅「のとじま」の運営責任者とおよそ4カ月にわた

り開催時期や取引条件等の調整を行い開催することができたとお聞きしております。

現在、織部の里もとすにおきまして、「第2弾 石川県新鮮・朝獲れ【いきいき七尾魚】」の販売イベントの開催に向けて担当者レベルで調整を進めているところであり、今後、七尾市の道の駅「のとじま」でも本市の特産品販売イベントが開催できるよう、時期や取引条件等の調整を図っていると聞いております。

また、本市の友好都市でもある越前市との物産交流等のイベント開催につきましても、現在、越前市観光担当者とシダックス社との間で調整を行っているとお聞きをしておりますので、本市といたしましても越前市及びシダックス社と連携し、物産交流等のイベント開催に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

また、今後は七尾市、越前市に限らずシダックス社のネットワークにより全国各地の道の駅等でも同様のイベントが開催できるよう、シダックス社と調整を図ってまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に本市の物産を対外的にPRしたり販売したりすると、こういった面でも非常に有効なことだと思いますので、七尾市、越前市に限らず、他の地域との交流も考えているというようなことを返答いただきましたので、ぜひとも前向きに進めたいいただきたいと、そんなことを要望しまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鐺本規之君）

続きまして、5番 河村志信君の発言を許します。

○5番（河村志信君）

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

2年ほどになります。6回目の一般質問となります。6人の新人議員全員が元気に6回目を迎えていると思います。その中で、脱落第1号にならないよう精進して頑張ってまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

2月の最終の土、日でしたが、根尾のうすずみ温泉四季彩館に、東は東京、神奈川、西は京都から大阪から、私の自転車仲間50名ほどがサイクリングのイベントに集まっていただきました。根尾の温泉で1泊2日の旅行を楽しみ、初日は道の駅織部の里で昼食、そして夜はうすずみ温泉四季彩館、そして翌日は淡墨桜、根尾谷の断層館、それから谷汲山の華厳寺に寄っていただきまして帰っていただきました。非常に満足していただきまして、やはり1泊2日となりますと、それなりの経済効果も高いわけですし、うまく仕掛けられれば十分に観光客の来場というか、期待できるかなと。

観光的には、淡墨桜の咲く春というのは1週間ないしは10日間、ここだけが観光シーズンだと、

ちょっと半ば諦めぎみの御意見もいただきますが、掘り起こせば本巢には自然がたくさんございます。アウトドアなどのイベント等をうまく提案していけば、関係人口をふやし、またさらに本巢というブランドを全国にSNSとかネットを通じて知名度を上げていくことがいずれはまたこの本巢を気に入っていただき、若い御夫婦とか世代に移住定住につながるのではと思っています。

将来、国の史跡指定を受けました船来山も淡墨桜とともに大きな観光地になるんじゃないかと大きな期待をしております。

この後の質問に続くわけなのですが、この4月からの法改正の外国人労働者がふえる今後について、本巢へやってこられる方々のおもてなし的な受け入れが今後つながっていくんじゃないかというふうに期待しております。

では、質問に入らせていただきます。

1番、外国人労働者問題についてお尋ねいたします。

このテーマに関しましては、高橋議員とちょっとダブっているところがございますので、その分、逆に今非常に注目されている重要な問題ということで御理解いただきたいと思います。

この4月1日より入管難民法が改正され、現在、全国で146万人と言われる外国人労働者が働いているそうです。さらに、この法改正により34万人ほどがふえるとの新聞発表等がございました。少子化の時代にあって、人手不足は深刻な社会問題となりつつあります。岐阜県の有効求人倍率は2.01と、2人の求人に対して1人しか対応できていないという厳しい状況がございます。

現在、可児市では7,000人の方が、日系ブラジル人の方々ですけど、お見えになります。美濃加茂市においても5,000人ほどの外国人の方が働いており、また生活者としてお見えになるという実績がございます。本市においても、技能実習生という資格で中国人の方、フィリピン人の方、それからインドネシア人の方など多くの方が働いているとお聞きしております。

人手不足の時代、多くの企業がその労働力に恩恵を受け地域経済が成り立っているのも事実です。受け入れ側の企業においては、受け入れシステムが構築され、仕事上の問題等はトラブルは聞こえてきませんが、地域の生活者でもあるため、住居の問題ですね。生活スタイルが外国の方とは違いますので、習慣であるとか、宗教の違いによるトラブルも発生しているようにお聞きしております。具体的には、ごみ出し問題であったり、地域の方とのコミュニケーションがなかなかうまくとれないとか、どうしても深夜までちょっと騒がれて騒音問題などがあるというようなこともお聞きしております。

国や県の対応として、多言語相談窓口、多文化共生総合相談ワンストップセンター、非常に長い名前です。これは仮称だそうですけど、が開設されるとの情報も得ております。その言葉は私なりに調べましたら、非常に多くございます。普通、英語とかフランス語ぐらいはわかるんですが、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、クメール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語など、ちょっと想像できない言語がございまして、先ほどもホームページの翻訳という話もございましたが、これは非常に膨大なものがあるかなというふうに感じております。

その国の方々が一斉に本巢市へやってくるかは未定ですが、将来、本市にも就労し定住される可能性がございます。その方々の日本語教育、住居、飲食、特にイスラム教徒の方々ですと豚肉がダメだとかアルコールが禁止だとか、そういう規制がございます。また、その子弟の方々ですね。学校教育であるとか、当然生活者であれば、福祉を受ける、医療を受ける、そういう問題も出てまいります。また災害時に、これは東北の大震災とかいろんなところで見聞きするんですけど、言葉が通じないために外国の方は非常に戸惑われるというようなことも今後予測がされると。

大きな夢と希望を持って日本へ、そして岐阜へ、本巢市へ来た外国の方々が不安や不満を抱くことなく最良の環境で働き、住んでいただける、そんな受け入れ体制づくりも必要だなあと感じております。

質問の1番に入ります。

介護、建設、農業、外食、宿泊など14の職種が今回の法改正で決まっております。行政として、企業等の求人動きや受け入れ体制は把握されているのでしょうか。現状はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

平成30年12月の岐阜県の有効求人倍率は2.01倍と、全国平均の1.63倍と比較いたしますと高い水準となっております。市内企業におかれましても、人手不足を補うため多くの外国人を受け入れるとお聞きしており、外国人材受け入れ拡大に伴い、今後さらに増加することも想定されます。

市内企業の技能実習生等の外国人の受け入れ方法としましては、日本の企業等が海外の現地法人や合弁企業、取引先企業の職員を受け入れて、技能実習を実施する企業単独型と、事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体管理型の2つの受け入れ方法により、平成30年12月末時点でおよそ350名の技能実習生等の外国人が本市に在住しておりますが、外国人材の受け入れ拡大が予定されております介護、建設業など14業種の企業の受け入れ体制につきましては、本市として把握していないのが現状であります。

本市で多くの外国人を受け入れている製造業者にお聞きしましたところ、技能実習生等の外国人の受け入れ体制としましては、通訳の配置や日本語講習会の開催、各種技能教育の実施、外国人労働者用の社員寮の提供、健康保険、雇用保険への加入や年1回の健康診断の実施など、生活環境、教育、社会保障面での対応のほか、日本文化になれ親しんでいただくためのレクリエーションの開催や社員旅行など福利厚生面での対応など、企業によってさまざまな対応がなされているとお聞きしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

現在、本市に350名の外国人の方がお見えになると。正直ちょっと知りませんでして、意外と多いかなあというふうに感じております。

ただ個人情報という部分で、企業さんにどういう方が、どこの国籍の方が見えるかということがなかなか行政側としては把握しづらいということもございますが、やはり生活者として住んでいるわけですから、その辺も今後方法があれば、やはりそういう実態を常時把握していただければありがたいなと思います。

質問の2に入ります。

生活者としての社会保障、福祉対応や子弟の教育、医療ですね。言語を含めての受け入れ体制づくりはどのように今現在考えてみえるか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

御質問の生活者としての社会保障、福祉対応や子弟への教育、医療など言語を含めての受け入れ体制づくりはどのように考えているかについて、お答えをさせていただきます。

本年4月1日付で出入国管理及び難民認定法が改正されることで、今後増加が見込まれる外国人材の受け入れ拡大に向けた取り組みといたしまして、県におきましては4月以降、新たに（仮称）多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置し、外国人の生活にかかわるさまざまな相談に多言語で対応がなされます。

また、外国人児童が散在する地域の学校への日本語指導支援や、医療通訳ボランティアの育成及び県内病院への派遣など、多言語対応、日本語教育、相互理解の面から、外国人受け入れ拡大への対応をされるとお聞きしております。

この他にも、県の市町村に対する支援といたしまして、防災ガイドブックの多言語化、外国人向け生活ガイドブックの作成、日本語教室の開設など、市町村が新たに実施する多文化共生推進事業に対する支援がございますので、本市としましては関連する部署と連携を図りながら外国人材の受け入れ拡大に向けた体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

外国人であっても、住民票を置けば立派な本県市民です。最大限の受け入れ体制をお願いしたいと思います。

現在、本巢市へ技能実習生として、ちょっと私の知り合いとか知っているわけなんですけど、インドネシアより3年の期間ですか、毎年入れかわるというふうに聞いておりますが、現在四十数名の若者たちがやってきております。話を聞きますと、地元の高校を卒業し4カ月という短い期間で日本語をマスター、会話だけじゃなくて文字、字も読めるというような優秀の方が来ているように感じます。一生懸命働いておまして非常に心強く思うんですが、そして3年間の実習を経てから自国へ帰り、再度、優秀な方々ですから大学に入り直してまた勉強するよとか、それからインドネシアの一流企業に就職して活躍するんだというような非常に優秀な方々が来ているように感じます。そんな方々に日本の印象、企業の印象、地域の交流などの体験など、日本で多くのことを学び日本に来てよかった、岐阜に来てよかった、本巢に来てよかったと、そう思ってもらいたいと願っております。

次の質問に入ります。

2番、行政の三六協定について、お尋ねいたします。

こちらちょっと高田議員とダブるところがございますが、やはり重要な問題ということでお聞き願いたいと思います。

この1月中旬の新聞記事に、三六協定15市町にないとタイトルがございました。岐阜県ですね、岐阜県の15市町にないと。使用者側が、働く者に時間外労働、残業をさせる場合に必要な労働基準法で定める労使協定として、いわゆる三六協定というのがございます。岐阜県下42の市町のうち15の市町で協定が締結されてないと調査結果が出ておりました。

ちなみに、市でいいますと各務原市、海津市、山県市、本巢市の4市とありました。それぞれ事情があるので簡単に言うことではございませんが、これも最近ずうっと問題になっております、社会問題ともなっておりますブラック企業と呼ばれる、よろしくない企業があると。違法な長時間労働や過度な休日出勤により精神的、肉体的に病む労働者が多いと聞きます。

2018年6月には、働き方改革関連法というものが成立しました。三六協定とは、労働者に時間外労働や休日出勤をさせようとする場合、命令する場合に、労使間で締結しなければいけない協定のことです。正式には、時間外・休日労働に関する協定届とあります。使用者は、労働者と書面による協定を結び、行政官庁に届け出ることによって労働時間延長や休日労働をさせることが可能になるとあります。

本巢市役所には、労働組合に該当するものがないとのこと。その場合、組合がない場合ですね。労働者の過半数を代表する者が選ばれ代表となり、使用者側と協定を締結するとあります。本市においては、中小の企業も存在し、三六協定の締結などがなされず適正な労使関係でないケースもあるように聞いております。

市役所職員との三六協定の締結は、雇用関係の適正な見本となる事例として私は重要だと考えております。

質問に入ります。

1番、市職員への時間外労働、休日出勤についてはどのような流れで依頼がされているか。また、

その実績数字はどうか、職員の月平均時間外労働時間及び休日出勤数の数値はいかがなものか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

職員の時間外勤務や休日出勤につきましては、正規の勤務時間で処理できない臨時または緊急を要する業務を処理させるために、時間外勤務や休日出勤が必要であると所属長が判断した場合におきまして、事前に命令することにより行わせております。

また、所属長が出張等で不在である場合など、あらかじめ命令することができない場合には、例外的に事後速やかに勤務内容を確認することで事後承認している場合もございます。

次に、時間外勤務等における平成29年度の実績につきましては、時間外に勤務した職員の1人一月当たりの平均時間につきましては、12.3時間となっております。また、土曜日や日曜日など休日に勤務する場合につきましては、平日に振りかえて休みを確保することを基本としております。

しかしながら、災害対応や選挙事務などは休みを振りかえるのではなく、休日勤務として手当を支給している場合もございます。こうした休日に勤務し手当を支給した時間数につきましては、勤務した職員1人当たりで年間平均25.4時間、日数にいたしますと3.2日という状況でございます。

このように、時間外勤務につきましては組織全体平均的に見ますと、平常時には特に多いということではございませんが、平成29年度におきましては市議会議員選挙や衆議院解散による総選挙に関する業務があったこと、また今年度におきましては大雨特別警報の発令や台風による災害対応が非常に多く、最近では豚コレラへの対応など、こうした通常業務以外の臨時的、緊急的な業務に対応しておりますことから、時間外勤務が多くなる傾向があると考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

去年は特に台風がひどかったということで、大変な思いをされたかなど。また、選挙についても、これはまあ仕方がない部分がある。それから豚コレラについても、ちょっと災害的なこともございますが、イレギュラーなことはよしとしまして、ただ心配しますが、やはり部署間によってはどうしても労働時間が長くなる部署があるんじゃないかと。また逆に、定時で終われる部署があるかなとも想像しますが、簡単なことではないと思いますけど、その業務のシェアというんですかね、そういうこともヒントに取り組んでいただければ市の職員さんも気持ちよく働いていただけるんじゃないかと思います。

2番としまして、三六協定締結への意向、考えはないか。

特に、長時間労働とかですと脳疾患であったり心疾患など誘発すると。公務災害と認定される月100時間ですね。時間外労働とか2カ月から3カ月の間に時間外労働が80時間を超えるようなケースはないか、現状をちょっとお知らせ願えればありがたいです。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

この三六協定につきましては、旧労働省の例規解釈におきまして、労働基準法第33条第3項を適用し、官公署の事業に従事する公務員は、同法別表第1に掲げる事業を除き、公務のために臨時の必要がある場合には法定労働時間を超える時間外労働や法定休日における休日労働をさせることができるため、同法第36条の第1項による協定、いわゆる三六協定は不要との見解が示されており、これまで協定を締結しておりませんでした。

しかしながら、本来、水道事業や給食センターは製造・加工業として、幼稚園は教育・研究業として、診療所は保健・衛生業として、それぞれ先ほどの法律の別表第1に掲げられた事業に該当し、同法第33条第3項の適用から除かれると考えられますことから、今後、他市町での状況を参考に、協定の締結に向け進めてまいりたいと考えております。

また、三六協定の対象とならない官公署の事業、いわゆる市長部局や教育委員会部局等の職員につきましては、本定例会に上程しております市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正による改正後の条例に基づき、労働基準法と同様に時間外勤務の上限を規則において定めるものとなっております。これにより、労使間で締結する三六協定における時間外労働の上限等については対応することができるものと考えております。

次に、公務災害と認定される時間外勤務時間数につきましては、平成29年度において、先ほど申しましたように選挙事務など短期間に集中をする業務により時間外勤務が月100時間を超えた職員は延べ6名でございました。また、2カ月の期間に時間外勤務が一月平均80時間を超えた職員は2名、3カ月の期間に一月平均80時間を超えた職員も同じく2名ございました。ともに選挙事務に対応する者でございます。なお、4カ月を超える期間で一月平均80時間を超えた職員はございませんでした。

今後におきましては、時間外勤務の命令のあり方も含め、特定の職員に事務が集中しないよう配慮しながら、適正な時間外勤務となるよう徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

御答弁にもございましたが、他市町の状況を参考に締結の方向というふうに私は考えております

ので、特に水道事業、給食センター、幼稚園、診療所ですね。こういう業種については早急に締結をしていただけることを願います。

次の質問に移ります。

まず市民の方からいただいた写真をちょっと披露させていただきます。これが糸貫川だと聞いておりますけど、非常によくありますね。ごみが流れて草の中に紛れ込むと。こちらはレジ袋が草にくっついていると。その中身はペットボトルであったり、レジ袋であったり、プランター、それから洋服のハンガーですね。トタンなんかもどうも捨てられているのか、流れてきていると。

3番の質問に入ります。

昨今、新聞等世界的な問題となっておりますプラスチックごみの問題について取り上げたいと思っております。

島国である日本の周りは海です。山間地に降った雨が川となり、人の住む里を下って海洋へと流れていくと。そのときに意図的というか、故意というか、捨てられたごみ、プラスチック類が川から海へ流れていくという形になります。

世界的に問題となっているのがマイクロプラスチック、これはプラスチックがだんだんいろんな物理的な要因で細かくなっていくと。そして5ミリ以下になったものをマイクロプラスチックと呼ぶそうです。これが海水、海中を漂って、そして魚類であったり海にすむ生物が餌として取り込むと。そして、それを漁師の方が捕獲し、結果的には調理されて人間の体内に入ってくると。あるデータによれば、人間の体内にそういうプラスチックごみ、マイクロプラスチックが確認されたというようなデータも聞いております。

そのマイクロプラスチックが人体にどういう影響があるかというのは、まだ実証されてないというか症例は出てないようですが、いずれ何か生命危機につながるような問題になっていくんじゃないかと考えております。

本市では、資源ごみとして細かく分類がされ、適正にリサイクルされていると思います。でも、残念ながら一部では不法投棄されたり、レジ袋やビニールの包装紙が風で飛ばされたり、また道の路肩や川には捨てられたものを見ることがございます。

これは大きな問題ですので、一地方の市町だけで解決する問題ではございませんが、やはり本巣市民として、住民として一人一人が気をつけプラスチックごみが川や海へ流れない意識づくりは重要かなと考えております。

市の広報での啓蒙活動であるとか、小売店での買い物、ショッピングバッグですか、普及拡大など市としても積極的に取り組んでいただくことを望みたいと思います。

質問の1番に入ります。

今全国的に、プラスチックごみについてはまだ動きが余り見られないと思いますが、他の市町に先駆けプラスチックごみの廃絶というような発信のお考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃられるように、マイクロプラスチックは海洋ごみの約70%を占めるプラスチックごみのうち、大きさが5ミリメートル以下のサイズのもので、全世界的にその量は増大しております。海鳥の誤飲など物理的な障がいのほか、化学物質の毒性への懸念も世界的に広がっていると報道がされているところでございます。

こうした中、国におきましては環境大臣の諮問機関であります中央環境審議会の小委員会でレジ袋の有料化を義務づける方針を盛り込んだプラスチックごみの削減戦略を先月22日に了承したところであります。これを受けて、環境省では、今後、有料化に向けた具体案づくりに取り組む方針となっており、2030年までにレジ袋の削減を含めプラスチック製容器包装の6割をリサイクルするほか、2035年までに全ての使用済みプラスチックを有効利用するよう産業界などの協力を求める考えを示しております。なお、有料化を開始する時期などについては、大きな影響を受けるコンビニエンスストア業界などと協議をして決める方針ということであります。

本市におきましては、既に従前からペットボトル、プラスチック製容器包装、白トレイなどについては細かく分類を行っておりまして、市民の方に御協力をいただくことによりしっかりと分別がされているところでもございます。

今後も、分ければ資源、まぜればごみの考えに立って、3Rでありますリデュース、リユース、リサイクルの推進など資源化のために必要な分別回収、リサイクル等がさらに徹底されるよう取り組むとともに、最終的に川や海に流れ込むレジ袋やビニールの包装紙が人体への影響も懸念されることから、プラスチックごみを不法投棄しないよう広報紙やホームページなどで発信をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

現状として、かなりのスーパーとかはレジ袋を廃止し、ショッピングバッグですか、持参をして買い物をしているという状況になっておりますが、コンビニについても今後は有料化とか廃止というようなことをお聞きしています。

ただ心配なのが、じゃあレジ袋がどれだけプラスチックごみのうちの構成を占めているかといった場合、何かレジ袋さえ解決すればプラごみがなくなるような思い込みがあるように私自身は感じておりまして、やはりプラスチック類全てがきちんとリサイクルに回るなり、適正な処理に回るよう、そういう運動も今後していかないとやはり今後、将来に大きな問題となって残るんじゃないかと思えます。

2番の質問としまして、ごみのポイ捨てゼロ運動ですね。

このごみゼロ運動というのは、もう40年、もっと前ですかね。豊橋あたりから530ということでスタートしたように思っております。このごみゼロ運動の発信ですね。いま一度、また本巢市でもという思いがあるんですが、そういう運動の発信の可能性はあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市におきましても、ごみのポイ捨てにつきましてはごみ捨て禁止看板や不法投棄禁止看板などを作成いたしまして、自治会長より要請があった場合にはお渡しし、必要な箇所に設置していただいているところでございます。

また、目立つ服装をしました環境監視員によるパトロールを実施し、市内一円を巡回することによりまして、不法投棄の抑止に努めているところでございます。

なお、議員も申されましたように、近隣市町では岐阜市がごみゼロ運動として主に自治会を中心に市内の一斉清掃活動を行っておりますが、本巢市におきましても活動名は違いますが、自治会を中心として8月には真正地域と根尾地域でクリーン活動やクリーン作戦、6月と10月には糸貫地域でクリーンデーを実施するなど一斉清掃の活動を行っている状況でございます。

今後につきましても、本巢市きれいなまちづくり条例に定めます「市民等は、自ら出した空き缶等のごみを、みだりに捨ててはならない」という責務を果たすよう、これにつきましても市の広報紙やホームページなどで発信することによりポイ捨てゼロに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

住んでいる住民、市民としまして、将来も安心して住みやすいまちと、可能性のある本巢市というの実現というのは非常に重要かと思えます。

地域内の資源循環の仕組みを再構築することは重要だと思います。循環が滞れば大気汚染、水質の汚染、そういうものが観光資源としても非常に魅力のある本巢市の魅力が半減してしまうだろうというふうに考えております。特にまたその問題が住む人の健康問題であったり、地域のごみ問題に取り組むか否かで、魅力ですね。市の魅力、やっぱりきれいなすてきなまちであれば、またここに住んでみたいという方もふえてくると思われれます。関係人口をふやす、また移住で人口がふえていくことも、やはりそれが本巢市の魅力につながると思いますので、より一層こういうごみの問題とかに取り組んでいただけるとありがたいと思います。

人間が住んでいる限り、ごみは出ます。本巢市に入ったら、道端にはごみが散乱していたとか、

空き缶やペットボトル、弁当の空き箱が転がっていたというようなことがないように、当然それを見て不快に感じる方が多いわけですから、できればごみ一つない、雑草なんかもきちんと管理された、すてきなよいまちになることを願っております。

ただ、ごみのポイ捨て禁止条例であるとか、またポイ捨てをしたら即罰金とか、そのようなことはなかなかハードルが高いと思われませんが、市民の一人一人がきれいなまちを心がけ気持ちよい生活ができるようなことを願っています。

行政の前向きな取り組みを切にお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鏑本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月22日金曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

御苦労さまでございました。

午後3時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 河 村 志 信

署 名 議 員 澤 村 均